

## BC 級戦犯裁判にみるビルマ・カラゴン村事件

### —裁かれた高崎 215 連隊—

岩根 承成

#### はじめに

近代日本の戦争、日清・日露戦争から満州事変・日中戦争・アジア太平洋戦争に至るすべての戦争において、その戦場は、1945 年の沖縄戦を除き日本国領域内ではなく、国外・外国領土であった。そのため日本軍の軍事行動は、防衛的ではなく、攻撃的・侵略的性格を帯びるものとなった。

戦地に送り出された兵士が、中国で、東南アジアで、南方諸島で何を行い、何をさせられたのか、兵士を見送った銃後の国民は無関心ではいられない。しかし、厳しい報道管制のもと、閉ざされた情報空間の中にいた国民に、戦地・戦場の真実が伝えられることはなかった。

本稿では、アジア太平洋戦争中の東南アジアの戦地・戦場における日本軍の軍事行動の一例として、群馬県高崎の連隊がビルマ戦線において強行した住民大量殲滅作戦・事件を取り上げる。この事件は戦後、イギリスによる軽戦争犯罪 (Minor War Crimes) 裁判 (いわゆる BC 級戦犯裁判) において裁かれることになる<sup>1)</sup>。

事件の概要について。アジア太平洋戦争末期の 1945 年 7 月上旬、群馬県高崎の連隊歩兵第 215 連隊第 3 大隊による、タイ国境近くのビルマ東南部モールメン地方のインド人部落カラゴン村殲滅作戦が強行された。その結果、少なくとも女、子供を含む 600 人以上の住民が虐殺され、約 10 人の若い女性住民が拉致され、その後村が焼き払われた。

次に戦争犯罪裁判 (戦犯裁判) について。第二次世界大戦後、連合国による戦争犯罪を裁く本格的な軍事裁判が行われた。戦犯裁判は、第一に侵略戦争の計画・遂行など、「平和に対する罪」(A 級戦犯) を含む戦争犯罪で追訴されたドイツと日本の戦争指導者らを裁いた、ニュルンベルグ裁判と東京裁判がある。第二に、国際軍事裁判所条例などに規定された、「通例の戦争犯罪」を行った者 (B 級戦犯) と「人道に対する罪」を犯した者 (C 級戦犯) とを一括した、いわゆる BC 級戦犯裁判がある。本稿では、後者の BC 級戦犯裁判の一例を取り上げることにする。

日本軍に対して行われた BC 級戦犯裁判は、アメリカ・イギリス・オーストラリア・オランダ・フランス・フィリピン・中国の 7 カ国がそれぞれ、アジア・太平洋の各地に軍事法廷を設けて実施された。この裁判で対象とされた事件数は 2244 件、被告 5700 人、うち

死刑判決を受けた者 984 人、無罪 1018 人であった<sup>2)</sup>。また、BC 級戦犯裁判の問題点として、不十分な証拠で有罪にされた、弁護の機会が十分与えられない、末端の実行者が厳しく裁かれたなどの指摘がなされている。しかし、こうした戦犯裁判批判・問題点と引き換えに、日本の行った侵略戦争と、さまざまな日本軍の戦争犯罪行為をうやむやにしようとする議論もあり、この種の議論とは一線を画したい。

本稿では、裁判記録に基づく BC 級裁判の個別事例の解明が少ない研究状況を踏まえ、イギリスがビルマで開廷した最初の BC 級戦犯裁判（カラゴン村事件）に関する、イギリス国立公文書館所蔵の記録原本の分析に基づき、戦犯裁判の実相把握と戦争犯罪の実態に迫り、併せて戦争責任の問題にも論及したい。

## 1 史料状況と研究史

### (1) 文書史料

・ 『イギリスの対日戦犯裁判記録』（陸軍省文書・War Office and Army Department：整理番号 WO235/961）イギリス国立公文書館所蔵・原文英文・以下『裁判記録』と略す。

ビルマのラングーン市庁舎内に設けた軍事法廷において、1946 年 3 月 22 日から 4 月 10 日のうち 17 日間に及び開廷された、カラゴン村事件に関するイギリスの対日戦争犯罪裁判の英文タイプ版の記録である。記録内容は、「裁判の概括表」「起訴状」「住民の法廷証言」「被告への尋問」「被告の陳述」「弁護側の陳述」「検察側の陳述」「不起訴の連隊長ら将校 2 名の供述書」「判決文（判決理由）」「判決に対する有罪被告の嘆願書」「連隊長による部下の減刑願」「死刑命令書」「死刑執行報告」などである。

なお、この『裁判記録』は、1996 年関東学院大学の林博史氏によって発見されたものである。林氏のご好意で群馬県高崎市の市史編さん用に『裁判記録』原文コピーの提供を受け、その一部は翻訳して『新編高崎市史 資料編 10』（高崎市・1998 年）に掲載した<sup>3)</sup>。

### (2) 写真資料

カラゴン村事件の戦犯裁判関係の写真が、多数ロンドン戦争博物館に所蔵されている。「ラングーン市庁舎内の法廷の様子」「14 人が番号札を胸につけて並ぶ被告席」「銃殺処刑の場面（処刑前と後）」「刑務所内の被告」「モールメン刑務所における容疑者の面通しの様子」など貴重な資料で、写真にはそれぞれキャプションがつけられている<sup>4)</sup>。

なお、この中の三枚は、『サンデー毎日』（1980 年 8 月 10 日号）と『一億人の昭和史 日本占領②』（毎日新聞社・1980 年）に掲載されている。

### (3) 研究史

#### 1) BC 級戦犯裁判研究

戦犯裁判の基礎知識を解説したものに、東京裁判ハンドブック編集委員会編『東京裁判ハンドブック』（青木書店・1989 年）「II BC 級戦争犯罪裁判」（82～149 頁）がある。関係資料の公開状況や参考文献目録など、研究の手引書としても活用できる。また、裁判

の評価に触れたものには、栗屋憲太郎氏の先駆的研究『東京裁判論』（大月書店・1989年）「第2部8章（3）BC級裁判をめぐる論点」（282～297頁）がある。裁判の粗雑さや、公正さを疑わせる事実が少なくないことを論じている。

次に個別の戦争犯罪裁判に関連する著書はこれまで多数出版されている。多くは戦犯処刑者・死刑囚の手記・日記・遺書・手紙などをもとに書かれたものである。中には最も早く出された、宗宮信次『アンボン島戦犯裁判記』（法律新報社・1946年）のように、オーストラリアの俘虜虐殺事件裁判の出張弁護人として関与した著者の記録や記憶を辿って記述されたものもある。しかし、裁判期間中の法廷記録・裁判原本を使ったものは極めて少ない。裁判史料を使った優れた個別研究としては、アメリカの横浜裁判について横浜弁護士会のまとめた『法廷の星条旗—BC級戦犯横浜裁判の記録』（日本評論社・2004年）がある。

裁判記録に基づく、国別の裁判の全体像についての研究は、アメリカの裁判に関してGHQ編纂『GHQ日本占領史』の第5巻『BC級戦争犯罪裁判』（翻訳版・日本図書センター・1996年）があり、アメリカ人捕虜を被害者とする戦犯裁判を論じたものである。

イギリスの裁判に関しては、林博史氏の仕事がある。『裁かれた戦争犯罪—イギリスの対日戦犯裁判』（岩波書店・1998年）、このダイジェスト版の新書『BC級戦犯裁判』（岩波書店・2005年）などである。林氏の研究は、全面公開されたイギリスの対日戦犯裁判史料（『裁判記録』原本）の解読を通じイギリスの裁判の全体像を描いたもので、従来の研究状況を大きく前進させた。「イギリスの戦後のアジア構想のなかで位置づけ、従来の“勝者の裁き”論を超えた、新しい論点を提示すること」、また日本軍の戦争犯罪について、新しい事実を提示することを意図したものである。その分析と評価については学ぶところが多く、本稿もその研究成果に負うところが大きい。林氏はイギリス裁判の評価に触れ「捕虜に対する犯罪以上に植民地の民衆に対する犯罪を裁いた」とし、「帝国主義国として大英帝国の再建をねらうがゆえに民衆への犯罪を裁き、威信を回復しようとしたのである」と述べている。さらに「勝者の裁き」論に触れ、それだけで評価することは「アジアの民衆の主体的成長とその役割を無視した議論でしかないだろう」と述べ、イギリスをして戦犯裁判を行わせた原動力の一つが日本軍から被害を受けた「民衆の要求」であったことを指摘した。この指摘を踏まえ、本稿では、「民衆への犯罪の裁き」の一例としてカラゴン村事件裁判を取り上げ、カラゴン村民の積極的な法廷証言など「民衆の要求」の視点も組み込んでいきたい。

## 2) カラゴン村事件研究

カラゴン村事件についての文献は、1996年の『裁判記録』発見以前の文献と、以後の『裁判記録』に基づいた研究文献とに分けられる。以下文献を著者別、発行年次順に示す。

〔以前〕— 『裁判記録』未発見段階

- ・ 『歩兵第二一五聯隊戦記』（歩兵第二一五聯隊戦記編纂委員会・1972年）

「第六部 カラゴン作戦の悲劇」は、連隊将校3人の手記、獄中からの書簡、獄中記、大隊長と被告との交換文書、被告の遺族への手紙などで構成されている。この事件の責任を一手に背負われ、死刑に処せられた大隊長と3人の中隊長への別離の情と、責任を回

避した第 33 師団長への怒り・反発が基調となった記述である。

- ・ 鳥越俊太郎「銃殺刑写真が発掘した ビルマ戦線カラゴン村殲滅と戦犯の悲劇」(『サンデー毎日』・1980年8月10日号)

「ドキュメント大特集・戦争と人間」の一つ、「35年目の衝撃スクープ」として特集されたもの。ロンドン戦争博物館において発見・入手した裁判関係写真のうち、「処刑の前と後の場面」「法廷の内部」の3枚の写真と裏書のキャプションを掲載し、「これまで公刊された戦史・戦記で触れられたことのないこの戦争犯罪は、作戦命令を下した将官は罪を逃れ、現場指揮官のみが処刑されるという、BC級戦犯の悲劇でもあった」と述べている。

先の『歩兵第二一五聯隊戦記』からの引用や、編纂の中心となった連隊将校へのインタビューなどで構成されている。

〔以後〕—『裁判記録』に基づく論稿

- ・ 林博史「英軍による日本軍性暴力の追及」(『季刊 戦争責任研究』14号・1996年)

「四 カラゴン事件の中での性暴力の追及」の中で、大隊長の女性誘拐容疑について、検察と大隊長とのやり取りを『裁判記録』から引用し、誘拐目的について検察の「慰安婦」にするためとの判断と、大隊長の「スパイ」に使うとの主張との対立を論じている。

- ・ 林博史『裁かれた戦争犯罪—イギリスの対日戦犯裁判』(前掲・岩波書店・1998年)

「第五章 3 ビルマの住民虐殺—カラゴン事件 4 裁かれなかった性暴力」の中で、『裁判記録』を要約し、裁判経過と事件を紹介している。特に、命令を下した師団長・連隊長が起訴されることなく、現場の実行者大隊長らに責任を押しつけたことを問題点として指摘している。また、女性拉致・誘拐については、市川大隊長への検察の尋問の一部を引用している(270~272頁)。

- ・ 林博史『BC級戦犯裁判』(前掲・岩波新書・2005年)

「第4章 1 アジア民衆への犯罪」の中で、集団虐殺のケースでは、現場下級将校の起訴されることが多く、起訴はせいぜい下士官までであるとの指摘がみられる。

- ・ 岩根承成「陸軍の地方拠点—『新編高崎市史』編さんから」(『歴史地理教育』583号・1998年)
- ・ 同「高崎連隊によるビルマのカラゴン村事件」(『季刊 群馬評論』87号・2001年)
- ・ 同「二百十五連隊とアジア戦線」(『新編高崎市史 通史編4』・2004年)

上記3本の拙稿は、『裁判記録』に基づき、弁護側が提起した裁判の争点を中心に論じたものである。争点の一つは、カラゴン村民の日本軍への敵対行動への合法的な報復行為であり、戦争犯罪には当たらない。一つは、上級者の命令を遂行しただけであって、被告には責任がないとするものである。また、実行部隊の第215連隊の動向についても触れた。

## 2 実行部隊の歩兵第215連隊の動向

日中戦争の拡大に伴い新設された師団の一つ第33師団は、1939年3月、華中に在った

第 11 軍の戦闘序列に編入された。第 33 師団隷下の歩兵第 215 連隊は、同年 3 月 25 日、新潟県高田（現上越市）で編制を完結した。4 月に入ると、連隊は中国戦線へ投入され、新潟港から出発して揚子江を上り武昌から上陸し、華中江南地区の警備に就いた。

1941 年徴集年次より群馬県の高崎兵営が補充隊となり、以後第 215 連隊は高崎の連隊として位置づけられてきた。これ以降、連隊兵士の構成は群馬県出身者が 7 割近くを占め、次いで長野県、新潟県出身者となっている。

1941 年 3 月、錦江作戦に参加して華北へと転進した。その後南京の上流 100 キロ附近の蕪湖周辺に駐留中、対米英開戦を知った。第 33 師団は 11 月初旬、南方の戦闘序列に編入され、連隊は 12 月中旬、南京港から輸送船に乗りビルマ戦線へと転進した。

1 月上旬、タイのバンコク港に着岸して上陸を開始し、国境を越えてビルマのラングーンへ向けて進軍を続け、3 月 8 日、ラングーン一番乗りを達成した。その後、ラングーン攻略作戦、北ビルマ侵攻作戦と連戦し、5 月ビルマ全域をほぼ制圧することになる。その後、1942 年・43 年以降も高崎兵営からビルマ戦線へと多くの兵士が送り込まれた。

一方、連合軍側は、一旦ビルマ・インド国境のインパール方面と中国雲南方面に退却していたが、1942 年末反撃に転じた。こうした中でビルマ方面軍の第 15 軍司令官牟田口廉也中将は、インド東北部アッサム州の攻略を主張し、1944 年 3 月、第 215 連隊所属の第 33 師団をはじめ三つの師団を投入したインパール作戦を開始した。当初から補給を無視した無謀な作戦で、インパールまでの重畳するアラカン山岳は 1500～2000 メートルに達し、その距離 320 キロに及ぶ、まさに日本アルプスを縦走するような観があったといわれる。4 月末、日本軍はイギリス軍の圧倒的な火力と空軍力の前に苦戦を強いられ、後退・退去を余儀なくされ、戦死者約 3 万、傷病者約 4 万の犠牲を払った作戦は失敗に終わった。

翌 1945 年に入るとまもなく、さらに悲惨なイラワジ会戦へと突き進むことになる。インパールの敗北が重く押し掛かり、貧弱な装備と弱小な兵力のため大敗北を喫し、再起不能に近い多大な損害を受けた。その後、南へ南へと後退しながらタイ国境を目指した。

6 月に入り第 215 連隊は、ラングーンからマルタバン湾を挟んで東に位置するモールメン地区に進出し、連隊本部をワーガレーに置き、日本軍のタイへの逃走経路の安全を確保する任務に就いた。憲兵隊の情報に基づき、アビー少佐率いるイギリス軍パラシュート部隊と対日ゲリラに協力している部落の殲滅作戦を強行することになる。7 月、モールメンから約 50 キロ東に位置するカラゴン村を第 3 大隊が、さらに約 20 キロ東のエバイン村を第 2 大隊が討伐に向かったのである。エバイン村の事件についても、戦後イギリスは戦争犯罪として調査に乗り出し、一旦帰国した第 2 大隊の 2 人の将校をビルマに呼び戻し尋問したが、立件するまでには至らなかった。

その後、モールメンの南に位置するタンビザヤに集結していた連隊将兵は、終戦の知らせをここで受け、8 月 17 日連隊軍旗を焼いた。9 月に入り、タイのナコンパトンへ移送されて、ここで収容所生活を送った。1946 年 4 月以降、タイのバンコクから順次帰国の途に就いた。

なお、カラゴン村事件の容疑者は、収容所からビルマのモールメン刑務所へ移送され、被害住民による面通しが行われた。最終的には、連隊第3大隊所属の8人と憲兵隊員6人が起訴され、イギリスによるビルマ最初のBC級戦犯裁判にかけられることになった5)。

### 3 『裁判記録』にみる軍事法廷と事件像

#### (1) 「戦争犯罪者を裁く軍事法廷」に関する基本文書

『裁判記録』には、軍事法廷に関する基本事項をまとめた文書が収録されている。その内から以下、1)～6)の項目は裁判の概要をまとめた文書、7)～9)の項目は機密文書「戦争犯罪法廷」からの引用である。それぞれ、「」内に原文の翻訳を示し、解説を下記に加えた。なお、引用文中の( )内は筆者・岩根が挿入した注である。

#### 1) 被告一覧

「 全員 日本帝国陸軍第33師団第215連隊第3大隊

- 1 少佐 イチカワ セイギ (市川 清義・大隊長)
- 2 大尉 サカマキ サブロウ (坂巻 三郎・大隊本部付)
- 3 大尉 オオクボ ヨウゾウ (大久保 要三・大隊副官)
- 4 大尉 ヤナギサワ イズミ (柳沢 泉・第3機関銃中隊長)
- 5 大尉 ミドリカワ ヒサシ (緑川 寿・第12中隊長)
- 6 少尉 ウスイ キヨヒロ (臼井 喜世啓・軍医)
- 7 中尉 タジマ イチロウ (田島 一郎・第10中隊長)
- 8 中尉 タケイ ショウゾウ (武井 省三・第11中隊長)

全員 憲兵隊

- 9 大尉 ヒガシ ノボル
- 10 准尉 フジワラ リョウゾウ
- 11 曹長 コバヤシ アキラ
- 12 軍曹 ナガタ トシユキ
- 13 軍曹 ノモト キンニ
- 14 伍長 モリモト セイイチ

1～14の数字は被告番号で、法廷では番号札を胸につけ被告席に着いた。( )内は、筆者が隊員名簿などから氏名を漢字に当て、併せて当時の役職を記した。

なお、憲兵隊員については氏名を特定できなかった。

#### 2) 軍事法廷の場所と開廷の日程

「 裁判の場所と日程

ラングーン 1946年3月22、23、25、26、27、28、29、30日

4月1、2、3、4、5、6、8、9、10日

以上、17日間にわたって開廷され、4月10日、刑が言い渡された。

### 3) 召集官・裁判官

「 召集官	ビルマ軍司令官 (確認官)	
裁判長	R. C. ラミング中佐	インド軍法務長官・法廷弁護士
陪席判事	R. チャンドラー少佐	バルーチ連隊第5大隊
	J. G. R. サンダーランド大尉	東ヨーク連隊第1大隊
		」

ビルマ軍司令官は裁判を召集する権限を委任された召集官であり、また裁判記録を検討し、刑の確認や死刑執行命令を出すなど、裁判の最終段階まで係わる確認官を兼ねた。

また、判事3人はいずれも法律上の資格を持つイギリス軍の将校である。

### 4) 容疑事実

「 告訴状	
第1容疑 全被告に対して	ビルマ、モールメン地区カラゴン村において、1945年7月8日およびその前後、占領軍として軍務に服務中、戦争に関する法規と慣例に違反して、カラゴン村の一般住民である男、女、子供の不法殺戮に関与したことで戦争犯罪とする
第2容疑 全被告に対して	ビルマ、モールメン地区カラゴン村において、1945年7月8日およびその前後、占領軍として軍務に服務中、戦争に関する法規と慣例に違反して、カラゴン村の一般住民に対する不法な殴打、拷問、傷害、ならびにその他虐待に関与したことで戦争犯罪とする
第3容疑 市川清義に対して	ビルマ、モールメン地区カラゴン村において、1945年7月8日およびその前後、占領軍として軍務に服務中、戦争に関する法規と慣例に違反して、カラゴン村長の妻および9人のカラゴン村一般住民の女性を不法に拉致または拉致の教唆に関与したことで戦争犯罪とする

以上、カラゴン村住民への「虐殺」、「虐待」、「女性拉致」の行為が、「戦争に関する法規と慣例」違反の戦争犯罪容疑として告発されたのである。

### 5) 判決

「 判決	第1容疑	被告 1、2、3、4、5、7、8— 有罪
		被告 6、9、10、11、12、13、14— 無罪
	第2容疑	被告 1、2、3、4、5、7、8— 傷害と虐待について有罪
		殴打と拷問について無罪
		被告 10、11、13— 有罪
		被告 6、9、12、14— 無罪
	第3容疑	被告 1— カラゴン村の数人の女性拉致について有罪
		村長の妻拉致について無罪
		」

以上、有罪、無罪の認定が行われ、その後量刑の審議に移った。

なお、この裁判では、詳細な判決理由を記した判決文がある。これについては、「(5) 判決文—判決理由」(106~109頁)のところで触れることにする。

## 6) 量刑

「 刑の言渡し 1946年4月10日

被告 1— 絞首刑

被告 2、3— 禁固10年

被告 4、5、7— 銃殺刑

被告 8— 禁固10年

被告 10、11— 禁固5年

被告 13— 禁固7年

」

以上の刑についての「確認」が、確認官の「ビルマ軍司令官」によって行われ、その結果が「公布」されたと記されている。さらに「備考」として、「1946年7月15日、市川清義少佐に対する絞首刑判決はラングーンで執行された。柳沢泉大尉、緑川寿大尉、田島一郎中尉に対する銃殺刑はラングーンで執行された」との記述がある。

さらに、「補遺」として、死刑判決を受けた市川ら4人それぞれに、確認官の「ビルマ軍司令官」による1946年7月10日付「死刑命令書」と、市川は「1946年7月15日6時、死刑判決が執行された」、他の3人は「1946年7月15日6時30分、死刑判決が執行された」旨の、補佐官の署名入り「命令書の報告」が添付されている。

## 7) 事件事実の要約

「 事件事実の要約は以下の通り

1946年6月、ビルマにおける日本軍の立場は不安定なものであった。一方、数ヶ月間イギリス軍パラシュート部隊は、モールメンとダリの森の中間地帯において、日本軍の背後に潜むゲリラとともに離れて駐屯していた。日本陸軍第33師団司令部は、その地域への探索部隊を急ぎ派遣することを決定した。第215連隊第3大隊は、被告1(市川)の指揮下、最初の探索を行った。しかし、極めて少ない情報しか得られず、連隊長が被告1に対して、カラゴン村への作戦を実行し、カラゴン村民の支援を受けていたとおぼしきその地域のパラシュート兵とゲリラを掃討するよう、書面による命令を与えた。協議の上、連隊長は被告1に対し、たとえ村民を殺害することになろうとも、探索を完璧に遂行するよう命じた。

7月2日、3日の両日に、被告9(ヒガシ)は、憲兵隊補佐官をカラゴン村探索のため待機させるよう、第33師団司令部少佐ヒラザワ(平沢)から命令を受けており、被告11(コバヤシ)、13(ノモト)とともにチョンノクワ(第215連隊第3大隊駐屯地)へ赴いた。チョンノクワにおいて、彼らは被告10(フジワラ)、14(モリモト)と合流した。部下に必要な指示を与えた後、被告9はモールメン(憲兵隊本部)へ戻った。

第215連隊第3大隊は被告1の命令下、連絡将校の被告2(坂巻)、副官の被告3(大久保)、中隊長の被告4(柳沢)、5(緑川)、7(田島)、8(武井)、軍医将校の被告6(臼井)、憲兵隊の被告10、11、13および4人の隊員とともに集合した。被告12(ナガタ)は憲兵隊員ながら他の大隊付であり、カラゴン事件に本人を結びつける証拠はなかった。当大隊はカラゴンへ向けて進軍し、7月7日到着、村を占領した。

被告8の指揮下、第11中隊はカラゴン村から東へ1キロ離れた地点を占め、防御の任に当たっていた。被告7、5、4の指揮下、第10中隊、11中隊、機関銃中隊は、それぞれカラゴン村内へ侵入した。



7月7日 16時ごろ、村の住民は集合させられた。男はモスクに監禁、女と子供は隣接する建物に押し込められた。その折、数人の村民が憲兵隊員によるさまざまな形式の取調べに屈服した。この取調べは夜を徹して行われ、村民は殴打され、残忍な虐待を受けた。約8人の村民が憲兵隊司令部へ連行され、そこで被告10、11、13により取調べを受け、拷問、殴打された。被告2は、これら取調べのいくつかに立ち会っていたとの証拠があった。この拷問を伴う取調べで、連行された村民8人のうち数名は、他の村民がゲリラを支援していることを認めたのである。

翌朝、会議の席で、被告1は、村を破壊し住民は男も女も子供も、大量虐殺するよう命令を下した。同日午後、住民は4人から10人がひとまとめに縛られ、近くの井戸へ連れて行かれた。そこで一人ずつ縛られ、目隠しをされ銃剣で突かれたうえ、生死に構わず井戸に投げ込まれた。日本軍は井戸の中の人の身体を竹の棒で突き続け、かくして600人以上のカラゴン村民を始末したのであった。その行為の目撃者のうち2人は銃剣で突かれた犠牲者であったが、井戸から脱出したのである。彼らは、憲兵隊による取調べと、次に起こる虐殺について詳細に証言した。

7月9日、日本軍はダリの森を捜索するためにカラゴン村を出発した。彼らは11日に村に戻り、掠奪のうえ村を焼き払った。スパイとして日本軍のために働くようにと助命しておいた村の女性10人を伴って、7月12日、最終的に村を離れたのである。女性10人のうち逃亡した2人を除いて、彼女らを再び見ることはなかった。』

以上、長い引用になったが、事件の経過と各被告の係わりが具体的に記されているので全文を載せた。これは機密文書「戦争犯罪法廷」と題する、1946年5月28日付「法廷総司令官・ビルマ軍司令官」から「日本軍務局長、連合国陸軍司令部、東南アジア司令部」に宛てた文書の一部で、前述した「1）被告一覧 4）容疑事実 5）判決 6）量刑」に続いて、この「事件事実の要約」がある。

裁判終結（4月10日）と死刑執行（7月15日）の中間日「5月28日」付で、この法廷の召集者・確認官である「ビルマ軍司令官」が、裁判の概要を連合国軍ばかりか日本軍へも報告している事実が分かる。

次に文書の内容を3点にまとめておく。

第1点、カラゴン村作戦は、6月と7月の2度にわたって実行され、7月段階の作戦が戦争犯罪を伴ったとして起訴されたこと。

第2点、14人の被告のうち憲兵隊員の被告12（ナガタ トシユキ）は、他の大隊付でカラゴン事件と無関係にもかかわらず誤認起訴されていたこと。容疑者の洗い出しが短期間で行われたことで、こうした事態が生じやすかったものと思われる。しかし、裁判の途中でこの事実が判明し無罪となっている。

第3点、実行部隊指揮官の中隊長4人のうち第11中隊の被告8（武井）は、カラゴン村東1キロ地点で防御の任に当たっていたのでカラゴン村へは入っていないとして、他の3人とは区別され、銃殺刑は免れ、禁固刑にとどまった。

以上、裁判の過程を通じ、第2、第3点にみられるように被告を一括して扱うことなく、各被告別にその所在、役割、係わりを明らかにして、判断しようとする姿勢が認められる。

## 8) 被告人共同の抗弁・弁明

「以下被告人が共同して提出した抗弁の要約

(a) 日本軍の諜報機関の報告によると、カラゴン村民は間違いなくイギリス軍パラシュート部隊やゲリラを支援していた。したがって、日本軍には報復行為をする権利があった。カラゴン村を全滅させたことは、正当と認められる報復であると同時に、その地域から日本軍に敵対する勢力を除くための軍事行動の一部として、軍事上不可欠のことであった。女性や子供たちを殺したことについては、連合軍空軍が日本およびその他の都市を爆撃したと全く異なるところはなく、軍事的に必要なあらゆる作戦において女性や子供たちの死が結果として生じることは避けられない、ということが述べられた。カラゴンは、村として日本軍に敵対していたのであり、したがって、村全体が一掃されるべきであると主張された。

(b) 報復と軍事的必要性という抗弁が拒否された時、それに代える、上官からの命令による行為という抗弁が出された。カラゴン村を破壊する命令は、連隊(長)か師団(長)から出されたもので、その命令に被告1(市川・大隊長)と補佐官(中隊長など)は従わなければならなかったと主張した。さらに、その命令は、正当な報復に対する命令であり、軍最高機関により出されたものであるため、不法ではなく、(現場指揮官の)被告は全責任を免れるものである。」

以上は、前述の「7) 事件事実の要約」の次に出てくる被告人共同の抗弁内容の概要で、機密文書「戦争犯罪法廷」の一部である。

抗弁内容のポイントは、(a) (b) と2点に整理されている。

1点目(a)、カラゴン村民がイギリス軍とゲリラを支援していたことを踏まえ、敵性部落のカラゴン村殲滅は、「正当な報復」であり、「軍事上不可欠」と抗弁した。さらに、連合軍の空爆と全く異なるところはなく、女性や子供の犠牲もやむを得ないとしている。

2点目(b)、被告大隊長・中隊長ら現場指揮官は、上官(師団長・連隊長)の命令に従っただけで、被告には全く責任はないと抗弁した。また、その命令は正当なものであると付け加えている。

## 9) 被告の個人別の抗弁・弁明

「抗弁のために召喚されることなく無罪となった被告12(ナガタ)を除いて、各被告は宣誓の上、以下のようにこの事件において自ら演じた役割について説明・弁明することを求めた。

### 被告1(市川清義)

彼は上官からの命令を受け、それを実行する他はなかった。虐殺は拒否されることなく、迅速かつ人間的に実行された。いかなる村民も拷問を受けず、子供は世話をする人がいなくなれば孤児として後に残されるので、それを避けるために殺す必要があった。彼は10人の女性を拉致したことを認めたが、村長の妻は虐殺されたと述べた。女性たちは日本軍のスパイとして働くために、自らの自由意志で来たのだと。

### 被告2(坂巻三郎)

彼は探索(遠征)の目的を知っていたこと、日本軍のカラゴン村への移送の手配に彼自らが関与したことを認めた。また、村民の取調べのいくつかに伴伴する防諜連絡将校としても働いた。し

かし、どんな殺害や虐待にも加わったことはないと言った。

被告3 (大久保要三)

大隊副官として、彼は、その作戦に関する会議に出席しており、中隊長に虐殺を命ずる最後の命令を伝えた。彼は、殺害していないばかりか、殺害を指揮してもしない。

被告6 (臼井喜世啓)

この被告は、軍医であり、カラゴン村にいたことを認めたが、いかなる殺害、虐待に加わったことも否定した。ビルマ人の目撃者の一人が、被告6は自分を強姦したと遠回しに証言したが、このことは被告本人と味方の他のものにより強く否定された。

被告4 (柳沢泉)、5 (緑川寿)、7 (田島一郎)

これら被告は、実際の虐殺を実行した中隊長であった。彼らは、村民を駆り集めたこと、銃剣で突き刺すことを指揮したことは認めた。それは自分たちが受けていた命令に基づいてなされたものであり、自分たちには命令に従う義務があり、行為は迅速かつ人間的になされたと言った。彼らは、殺害に先立ついかなる村民への虐待も否定し、逃れた村民が事件全体の話を歪曲、誇張しているのだと言った。

被告8 (武井省三)

彼は実際にカラゴン村にいたこと、殺害に関与したことを否定した。彼は、村の東方1キロのところに駐屯していた第11中隊の中隊長であり、彼の役割は村内の日本軍を援護することであった。彼は、自分の中隊の任務は村民の逃亡を防ぐことであり、彼の任務のほとんどは作戦の目的を知ることではないと言った。

被告9 (ヒガシ)

彼は、カラゴン村遠征の際の第3大隊に随伴する憲兵隊分遣隊について詳述した。しかし、彼自身がカラゴン村へ行ったことは否定した。彼は探索の目的については承知していたことを認めたが、憲兵隊員に取調べの際暴力を振るうよう指示したことは否定した。

被告10 (フジワラ)、11 (コバヤシ)、13 (ノモト)、14 (モリモト)

これらの被告は、探索に従事する憲兵隊分遣隊であった。彼らは虐待に関与したことを否定した。また自分たちの行動は、取調べ作業のみに限られており、取調べ中にいかなる村民も拷問、虐待を受けていないと言った。村民の虐待や拷問に関する証言は誇張されたものであり、信用できるものではないと言った。

以上、各被告がそれぞれ、法廷において事件に関する自らの役割について弁明したものの要旨である。容疑事実についての弁明を整理しておく。

第1の容疑の村民虐殺について、第215連隊第3大隊の大隊長・中隊長らは虐殺の事実関係を認めている。しかし、それは上官からの命令によるものであると主張した。

なお、子供の殺害について、被告1(市川)は「孤児として後に残されるのを避けるため」という、苦しい弁明をしている。

第2の容疑の村民への虐待、拷問について、これについては全員が否定し、村民の証言には歪曲、誇張があり信用できないと述べている。

第3の容疑の10人の女性拉致について、拉致の事実は認めている。しかし、日本軍のスパイとなるため、彼女らは自由意志でついて来たのだと、被告1(市川)は述べている。

これに続いて、「当法廷の判決に対する申立て(嘆願書)は、被告1、2、3、4、5、7、8より提出された。それらは、すべて弁護および上記の概要において提起された弁明と同一の、一般的根拠に基づくものである」とあり、以下法廷の見解、判断が述べられている。この点については、「(5)判決文—判決理由」(106~109頁)で論ずることにする。

## (2) 村民の法廷証言

事件に遭遇しながら、生き延びられた村民が、次々と法廷で証言した。ここでは2人の村民の法廷証言を抜粋して「」内に示し(一部要約)、考察を加える。Aが証言者である。

### 1) 難を逃れ墓地に隠れて事件を見ていた、カラゴン村長 Mohd Usoof の証言

「Q あなたの年齢と職業は?

A 37歳で村長です。

Q 日本軍がカラゴンへ2回目に来た日時を教えてください。

A 7月7日、(午後)1時から1時半です。

Q 日本兵は村人をどこに集めたのですか。

A 男はモスク、女は近くの聖職者の施設(zayato)に集められるのを見ました。

Q 集められた村人は、何人でしたか。

A 600人以上。

Q その時のカラゴンの全人口は何人でしたか。

A 900人以上1000人程度だと思います。

Q 集められた村人は、日本兵にどのような扱いを受けましたか。

A 両手を背中で縛り、長いロープで一人ずつ繋ぎ、10~15人ずつの固まりとなって、ちょっと離れた井戸まで連れて行かれるのを見ました。それから悲鳴を聞いたのです。

Q 彼らが井戸に着いて、そこで何が起こったか見ましたか。

A 引きずられ、目隠しされ銃剣で突き刺され、井戸に投げ込まれるのを見ました。

Q 銃剣で刺すのはどのくらい続きましたか。

A 3時から6時半までです。暗くなった後、子供や女が悲鳴を上げるのを聞きました。

Q あなたが12日にカラゴンへ戻った時の村は、どのような状態だったのですか。

A 家はすべて焼け落ち、井戸は死体だらけでした。

Q いくつの井戸を調べましたか。

A 15~20くらい調べました。

Q カラゴンでは何人が殺されたか分かりますか。

A 600人以上だと思います。

Q 何人が行方不明でしたか。またその男、女、子供の内訳も教えてください。

A 637人。男が174人、女が195か196人、子供が266か267人です。

Q 日本人によって連れ去られた女性について知っていますか。

A 逃げ帰った2人の女性の言うには、12人の女性が連れて行かれたそうです。」

以上の引用史料は、軍事法廷における検察側と証言者の村民とのやり取りの状況の一部である。要点を整理しておく。

まず、証人 Mohd Usoof は村長職に就いているためか、日本軍のこの作戦による人的被害について、事件後逃亡先から村へ戻り、つぶさに調査を進めたようだ。その結果、行方不明者について、合計「637人」、内訳は「男174人、女が195か196人、子供が266か267人」と、かなり具体的な数字を挙げて証言している。この証言が、法廷において殺害された人数として採用された。ロンドン戦争博物館所蔵の法廷写真のキャプションには、「カラゴン村で637人虐殺」とあり<sup>7)</sup>、また「判決文—判決理由」では「少なくとも600人に及ぶ男、女、子供を殺害した」とある。

次に、「10～15人ずつの固まりで井戸まで連れて行かれ」、そこで「銃剣で突き刺され、井戸に投げ込まれた」など、殺害されるまでの日本軍による村民の扱いと殺害状況が、生々しく証言されている。この「固まり」は「20～30集団」とも述べており、この地獄が3時間以上にわたったとも証言している。

なお、井戸の数について、別の証人 Supe An(男性35歳・農業)は「死体の入っていた井戸はいくつありましたか」の質問に、「22のすべての井戸です」と答えている。また、Abudul Rashid(男性24歳)は実際に調べた結果を、「死体が投げ込まれたのは22の井戸でした」と、証言している。

さらに、女性拉致については、12人が連れ去られ2人が逃げ帰ったと証言した。逃げ帰った1人 Haki (Haky) Jan は、この時証言者として法廷に出廷していることが確認された。残りの女性については、後に日本軍の手で殺害された<sup>8)</sup>。

次は、同じく Mohd Usoof(ここでは Mohamed Ussuf となっている)への弁護側の尋問である。ダリの森にいるアビー少佐率いるイギリス軍パラシュート部隊への、カラゴン村民の支援状況に的を絞ったやり取りとなっている。

「Q あなたはアビー少佐に会ったことがありますか。

A はい。

Q どこで彼に会いましたか。

A ダリの森の地域です。

Q 法廷ではまた、村の長老の数人がとても勇敢にイギリス人を助けていたことが話されています。それは正しいですか。

A はい、正しいです。

Q あなたは、アビー少佐とイギリス軍を助ける他の勇敢な愛国者と同じでしたか。

A はい、そうでした。

Q あなたは、その仕事をしているときに、村人から十分な支持を受けていましたか。

A はい。

Q あなたは、アビー少佐のために村で食料とかの必要品を集めたと言っています。村人はアビ

一少佐のためにそれを差し出したのですか。

A Mohd Uliah と私自身と Mookulla の3人は、アビー少佐のところへ食料を持っていかなければならなかったのです。

Q あなたは、着陸場がダリの森に建設されていたことを知っていましたか。

A いかなる着陸場もありませんでした、私はどんな着陸場も知りません。彼らが小屋を建てていることを知っているだけです。

Q 彼らは、カラゴン村から何らかの援助を受けましたね。

A はい。

Q 援助は労働でしたか。

A はい、我々は、彼らのための小屋を建て、彼らが必要としたあらゆる物資を供給しました。

Q あなたは、敵である日本軍に対抗してイギリス軍を助けるために、自分の力でできるすべてのことをしましたね。

A はい、我々はイギリス軍を助けていました。 」

以上を整理しておく。

1点目、イギリス軍パラシュート部隊長のアビー少佐に、ダリの森で会っていること。

2点目、村の長老たちも、証人もダリの森のイギリス軍を支援し、そうした行動はカラゴン村民から十分な支持を得ていたこと。

3点目、支援の内容は、食料その他の必要品の提供と小屋（兵舎）の建設のための労働の提供などであり、求めに応じ可能な限り援助したこと。

この尋問の中で弁護側は、カラゴン村民がイギリス軍を積極的に支援していたとの証言を得、結果的に村民が日本軍へ敵対していたという事実を引き出した。日本軍のカラゴン殲滅作戦が「正当な報復」であるとの証拠として、弁護側は重要な証言を得たことになる。

「判決文」にもこの証言が採用され、イギリス軍への村民支援の事実関係を認定している。

## 2) 銃剣で突かれ井戸に投げ込まれ、脱出に成功した村民 Abdul Rashid 男性 24 歳の証言

「Q あなたがモスクへ連れて行かれ、そこで何が起こりましたか。

A 一人の将校と通訳が入ってきて、彼らはイギリス軍のパラシュート部隊兵とイギリス軍の武器について質問したので、村にはイギリスの部隊兵もいないし武器もないと答えました。

Q その将校はここにいますか、指さしてください。

A 1番です（被告1の市川大隊長一筆者注）。

Q 一つのグループが4、5人ずつ後ろ手に縛られて、次に何をされましたか。

A 井戸に連れて行かれ、銃剣で井戸に突き落とされました。

Q 縛られた固まりはどの井戸へ連れて行かれたのですか。

A 村中のたくさんの井戸へ連れて行かれました。

Q 銃剣で突かれた時、何が起っているか見えましたか。

A いいえ、私は目隠しをされていたから。

Q 井戸に落とされた後、何が起こりましたか。

A 目隠しされ手を縛られていた私は、一人の男の身体と接触し、彼に誰なのかを尋ねたら、**Shaik Ahmed**だと答えてくれました。彼と話をし、お互いにロープを解き、逃げようと提案し、実際井戸から脱出しました。

Q 井戸の中にいるのは、どんな種類の人たちか分かりましたか。

A 男も女も子供もいるのが感じ取れました。

Q あなたはどれくらいの時間井戸の中にいたかと思えますか。

A 4時間くらいだと思います。

Q あなたは何度くらい銃剣で突かれましたか。

A 5回です

以上の引用から、法廷で番号札をつけて並ぶ被告人を証人が指さす光景が見られること。日本軍は、カラゴン村民とイギリス軍パラシュート部隊との支援関係などを、村民から聞き出そうとしていることなどが分かる。

なお、井戸の中で出会い、一緒に逃げた男 **Shaik Ahmed** も証言者として出廷していた。彼は24歳の労働者で、弁護側の尋問に答えて「カラゴン村の長老たちはダリの森のイギリス軍を手伝っていたということを知っている」と述べており、弁護側は村民のイギリス軍支援の事実を引き出すことに成功している。

次に殺害の状況などは、先の証人 **Mohd Usoof** の証言と基本的に変りがない。

また、銃剣で「5回」も刺されたとの **Shaik Ahmed** の証言を裏づけるため、彼の傷害を、裁判所はその場で実際に調べたとの記述がある。

### (3) 被告への尋問と被告の陳述

ここではカラゴン村殲滅作戦の実行部隊長である、被告市川清義第3大隊長への尋問を取り上げる。弁護側、検察側、裁判官のそれぞれと被告市川とのやり取りを、テーマに分けたうえ、抜粋して「」内に示し考察を加えることにする。Aが被告市川である。

#### 1) 弁護側の被告市川への尋問

##### ① 1回目のカラゴン遠征の目的と結果

「Q 最初の遠征の目的は何でしたか。

A イギリス軍パラシュート部隊の位置情報の収集と、部隊を殲滅することです。

Q この時、あなたは何の目的でカラゴン村へ行ったのですか。

A パラシュート部隊がその村に降り立ち、そこに武器や弾薬が隠されているとの上官からの情報を得たからです。

Q カラゴン村で、何か情報を得られましたか。

A 特に明確な情報はありませんでした。

以上から、実際現地における情報収集では、「武器や弾薬」などを確認できなかった。したがって武力行動に出ることなく、部隊は司令部に戻ったのである。

##### ② 2回目のカラゴン遠征に関する命令内容

「Q 第2回遠征を実行する命令を受けたのは、いつですか。

A 私が1回目の遠征の報告をした時です。

Q その命令はどのようなものでしたか。

A 市川部隊は、カラゴンと Tyok の北西地域にある敵軍の陣地を完全に全滅せよとの命令です。

Q カラゴン村自体に関する命令を受けましたか。

A カラゴンの村民を殺し、村全体を焼き尽くせという意味の指示を受けました。

Q あなたは、この命令を連隊長、片山大尉、平沢少佐との会合において受けたと理解して問題ありませんか。

A この命令は、片山大尉と連隊長がおられた時に受け取りましたが、平沢少佐は不在でした。」

以上から、連隊長同席のもとで、パラシュート部隊の殲滅、カラゴン村民殺害と村焼き払いが命令されたことになる。

### ③ カラゴン村民に関して得た情報

「Q カラゴン村民の動向について、あなたに伝えられた情報を具体的に話してください。

A 第一に、モールメンから武器を集め、パラシュート部隊に渡そうとしていたこと。第二に、パラシュート部隊に渡す食料も集めていたということ。第三に、インド国軍の脱走兵がカラゴン村民に保護され、盗賊などと接触を続けていたということ。さらに、村民はアビー少佐によってゲリラ部隊に入隊させられ、パラシュート兵の何人かはカラゴン村を訪れ、村民からミルクやその他の物資をもらっていた。また、村民はダリの森でパラシュート部隊の兵舎を建設していたなどの情報です。」

以上、イギリス軍への武器と食料の供給、兵舎建設、ゲリラ部隊への入隊など、村民の支援状況が述べられている。食料の供給や兵舎の建設への労働の提供などは、先の証人カラゴン村長 Mohd Usoof の証言にもあった。この作戦が「正当な報復」であるとする弁護側の主張に合致する証言を引き出している。

### ④ カラゴン作戦の軍事上の性格

「Q カラゴン作戦時の、あなたの部隊の兵力を教えてください。

A 約 120 か、130 人です。

Q カラゴンとダリの森への作戦実行の目的は何ですか。

A 私の任務は、日本軍の後方部隊の安全を確保することでしたから、全兵力を駆使して全うしました。

Q カラゴンと地域の人々の行動は日本軍にとって危険なものであったというのは、あなたの情報ですか。

A はい。

Q 女性や子供たちが日本軍に逆らって行動していると、あなたは本当に思っていたのですか。

A はい。

Q 幼い子供たちを殺したことを、どのように弁明しますか。

A 子供たちに対してとるべき他の方法がありませんでした。

Q それをもう少し詳しく説明してください。



A 第一に、私が受けた命令には、子供たちを殺すことも含まれていました。もし、子供たちの命を助けたら、彼らは孤児になり、生きていくこともできないでしょう。時間を節約し、私の任務を遂行するため、彼らを殺さざるを得ませんでした。

Q もし占領地の住民が占領兵に対して敵意を持って行動したら、占領兵には何らかの権利があるかどうか、あなたは知っていますか。

A 占領兵は、敵意ある行動を示した住民に対して報復する権利があります。 」

以上を整理すると、まず弁護側は、カラゴン住民の行動が日本軍の安全を脅かす危険なものとの認識に基づき、作戦は後方部隊の安全を守るための軍事行動であったとの証言を引き出した。その上で住民の敵対行動に対して報復の権利があることを確認している。また、子供たちの殺害は認めたが、殺害に対する弁明は、説得力を欠くものとなっている。

#### ⑤ 女性拉致の目的

「Q 何人かの女性がカラゴンから連れ去られたと、裁判官が言っていました。あなたはそれについて何か知っていますか。

A はい、私が彼女らを連れ去りました。

Q なぜ、連れ去ったのですか。

A 私は出発する前に、スパイとして使うため、女性たちを連れて来るようにとの連隊命令を受けていました。 」

以上、女性拉致は連隊命令であること、スパイとして使う目的であったとの証言を得た。なお、女性の人数はおよそ 10 人で、そのうち 2、3 人が脱走し、残りは連隊本部へ送られたと述べている。

#### ⑥ 被告武井省三・第 11 中隊長の役割

「Q カラゴン村から 1 キロ離れて位置していたのは、第 11 中隊・武井中隊でしたか。

A はい、その通りです。

Q あなたは武井に、どのような命令を与えたのですか。

A ある場所を指示し、第 11 中隊はそこで部隊の側面を防御し偵察を行うように命じました。

Q それでは、武井部隊がその位置から村民の殺害や虐待をすることに関与できたのですか。

A いいえ、できません。 」

以上は、被告武井省三の中隊が、カラゴンから 1 キロ離れた場所で側面防御と偵察の任務に就いており、第 1、第 2 の容疑である村民「虐殺」、「虐待」には関与していないとの証言である。これに続いて、被告坂巻三郎、臼井喜世啓の動向・役割についての市川への尋問もあるが、ここでは省略する。

## 2) 検察側の被告市川への尋問

### ① 2 回目のカラゴン遠征に関する命令

「Q 第一に知りたいのは、カラゴン遠征についての命令が指揮官の署名入りの第 33 師団からの文書であったのかどうかです。

A 私は知りません。

Q あなたが連隊長から受けた命令文書には何が書かれていましたか。

A 私の部隊に関することしか覚えていません。その命令は、カラゴンと kyiook における市川部隊は、敵軍パラシュート部隊を殲滅すべしというものでした。

Q その命令書にはカラゴン村の破壊という特別命令が含まれていましたか。

A 「村民を殺し、家々を燃やせ」という言葉は、その命令にはありませんでした。

Q それでは、命令は単に村の破壊を考えていたもので、村民の虐殺までは考えられていなかったのではないですか。

A 私はその前に、村民を殺せとの命令を口頭で受けました。

Q 村民殲滅という決定は、あなた自身の裁量で行なったのではないのですか。

A 村民殲滅の決定は司令官（連隊長一筆者注）によって行われました。私はチョンノクワで、彼から実際にその命令を聞きました。彼は確かに村民たちを殺せと口頭で言いました。」

以上について、検察側は、カラゴン遠征の命令が第 215 連隊の所属する第 33 師団長から出されたものかどうかの確認から入った。市川は、連隊長から命令書を受け取ったと述べるにとどまった。

市川は、命令書の中にカラゴンの「村民の虐殺」や「家々を燃やせ」との文言はないが、口頭で言われたと証言した。これに対し検察側は、村民虐殺は大隊長市川の裁量でやったのではないかと迫った。これは、裁判開始以前の 2 月 29 日付連隊長柄田節の供述書に、「市川は村民を殺せという命令を受けていない」とあることを根拠とした尋問と考えられる。

### ② イギリス軍パラシュート部隊およびゲリラとカラゴン村民の係わり

「Q 坂巻とフジワラ両者から受けた報告は、カラゴンから 20 人の村民がゲリラ軍に従っていたという趣旨ですね。

A それが報告の 1 項目です。

Q 他の項目とは何ですか。

A 2 つ目は、パラシュート部隊兵は、いつ日本兵がカラゴンへ来たのかを尋ね、もしもう一度来たらずに報告するように言ったということです。3 つ目は、20 人から 30 人の男性はダリの森で、あるいは 22 人から 30 人の男性が兵舎を建てるのに雇われていたということ。4 つ目は、カラゴンの村民たちは日本兵が近づいてきたらすぐ報告できるように子供たちを送り出していたということ。5 つ目は、カラゴンの村民たちはゲリラにミルクを与えていた。これが私の覚えている項目です。

Q この情報は、多分カラゴン村民への尋問によって得られたものでしょうね。

A 私たちが出発する前の情報は雑雑なものでした。村民への尋問が実施された結果情報は明確なものになりました。」

以上は 2 回目のカラゴン遠征の際、村民を尋問して聞き出すことにより、村民によるイギリス軍およびゲリラ部隊への支援がより明確になったとの証言である。このような村民の支援については、検察側も認めざるを得なかった。

### ③ 村民虐殺の根拠

「Q それでは比較的少数の村民から聞き出したわずかな証拠と、ゲリラの手助けをしたという証拠にたって、あなたは村全体を一掃することが正しいというのですね。

A 殺害した理由はそれだけではありません。日本軍では通例、情報と命令は同じウエイトで評価されない。情報をもとに出されたどのような命令も絶対に実行しなければなりません。

Q カラゴン村民の殺害は、尋問などで集めた情報に基づくものではなく、それ自体命令だったからということですか。

A カラゴン大虐殺は命令に基づき実行されました。

Q 大虐殺は村で得た情報の結果実行したのですか。

A 私に関する限り、上官の命令を実行しました。

Q あなたへの命令には、特に子供たちを殺すようにとありましたか。

A 命令書の範囲では、それは含まれていません。

Q あなたの命令の解釈が、子供も殺すということだったのでしょか。

A 命令は村民を殺すことでした。村民との言葉には子供も含まれていました。」

以上について、村民の手助け・支援についてのわずかな情報に基づき、村を殲滅したのは過度な行為ではないのかとの検察側の認識に対し、市川は、大虐殺は「情報の結果」ではなく、「上官の命令」に基づき実行したことを強調した。子供までも殺害した点は、命令「村民殺害」の中に子供も含まれていたと弁明した。

#### ④ 戦時国際法・ハーグ「陸戦の法規慣例に関する条約」への認識

「Q 1907年の陸戦の法規慣例に関するハーグ協定・条約を聞いたことがありますか。

A その協定という言葉は聞いたがありますが、詳細は知りません。

Q 日本がこのハーグ協定の加盟国であることに気づいていましたか。

A 忘れていました。

Q 日本軍が戦争における国際ルールを守る義務があることに気づいていましたか。

A はい、知っています。

Q 占領軍は占領地の住民に対してある義務があることに気づいていましたか。

A いくつかあるかもしれません。

Q 大多数のカラゴン村民が、確かにスパイとして働いたと見なしましたか。

A はい。

Q スパイを、適切な裁判なしに処刑できないことを知っていましたか。

A それは知りません。

Q もし、あなたがイギリスのスパイであるゲリラを捕まえたら、その場で処刑はしないですね。

A はい。しかし村民らは敵と協力していたため、彼らを敵と見なしました。」

以上、戦争法であるハーグ「陸戦の法規慣例に関する条約」について、大隊長であり少佐の地位にある市川が十分な認識を持っていなかったこと。裁判なしに捕虜やスパイを処刑できないという規則さえ、「知りません」と答えるなど、日本の軍隊内では戦争法がいかにかに軽い存在であったかが分かる。

## ⑤ 村民殺害の命令内容

「Q あなたは何人の村民が殺されたか知っていますか。

A 正確には分かりませんが、全部で約 300 人だと思います。

Q 殺害の命令を、柳沢、緑川、田島（いずれも中隊長—筆者注）に出したと言いましたね。

A はい。

Q その命令には村民たちを束にして縛り上げ、銃剣で突き刺すべきだという指示が含まれていましたか。

A 細かいことは含まれていませんが、殺害は放火ではなく、銃剣で突けということでした。」

以上、検察側は、市川の中隊長へ出した村民殺害に関する指示に、「銃剣で突け」という、具体的内容が含まれていたとの証言を引き出している。

## ⑥ 被告武井省三・第 11 中隊長の事件への係わり

「Q 以前あなたは、第 11 中隊はカラゴンの 1 キロ東に位置を取るよう命じられたと言いましたね。

A はい。

Q あなたたちがカラゴン滞在中に、武井は村の中へ入って来ましたか。

A いいえ。

Q 中隊長の武井は、チョンノクワでの命令の場に参加していましたか。

A はい、参加していました。

Q それでは、彼はカラゴンへの遠征の目的を良く知っていたのですね。

A はい。

Q 武井の部隊、第 11 中隊は積極的に殺害に参加しましたか。

A 彼らは参加していません。」

以上、カラゴン遠征の目的を十分認識していたものの、第 11 中隊長の武井は、直接カラゴン村へ入ることはなかったことを証言した。武井が死刑を免れたのは、こうした証言が採用されたことによる。

## ⑦ 女性拉致

「Q あなたの命令で、10 人の女性をカラゴンから連れ去りました。それは連隊から彼女らをスパイとするよう要求されていたからですね。

A はい。

Q 選ばれた女性はみんな若かったというのは事実ですか。

A はい。

Q 一般的に「慰安婦」として知られているような、日本軍に仕えるために地元の女性たちを募集する習慣があるというのは事実ではないのですか。

A 何が一般的なのか分かりませんが、彼女たちを連れて来るように命令されたので、連行したのです。

Q 彼女たちをスパイとしてではなく、日本軍のための「慰安婦」として連行したのでしょうか。

A 日本軍では陸軍師団からの命令がない限り、女性たちを売春婦として雇うことはできません。

Q あなたはこの女性たちは志願したと言いました。このうち2人が逃げたという証言もあります。志願者だったら逃げた目的は何ですか。

A 彼女たちは納得して志願したわけではありません。しかし、私たちと働くつもりがあるかと聞かれた時、彼女たちは承諾したのです。 」

以上、女性拉致の目的は、「スパイ」とするためとの市川の主張に対して、検察側は、日本軍の「慰安婦」として使うためではなかったのかと強く迫った。それは「師団命令がない限り」できないと市川は抗弁し、結果的に検察側は「慰安婦」説を立証できなかった。

### 3) 弁護側の被告市川への再尋問

「Q カラゴンを襲撃後、あなたの大隊はどこへ向かったのですか。

A 大隊はシャンジュンへ向かいました。

Q その遠征先で何を見つけましたか。

A 兵舎を20見つけました。別の部隊は、弾薬置場から無線機を見つけています。

Q 兵舎の様子はどうでしたか。

A ゲリラが兵舎を占拠していましたが、その時は誰もいませんでした。

Q この遠征であなたの大隊は、どんな兵器を持っていましたか。

A カラゴン出発前には、機関銃1丁、軽機関銃5丁、ライフル70か80丁、そして各自が手りゅう弾を1、2個持っていました。他には迫撃砲4門です。 」

以上は、カラゴン作戦後、さらに市川部隊はシャンジュンへ向かい、ゲリラの兵舎を発見していることと、カラゴン遠征時の兵器の内訳が具体的に証言されている。

### 4) 裁判官の被告市川への尋問

「Q 占領軍の指揮官として、占領軍と占領地住民の権利や義務について知ることはあなたの義務であるはずですか。

A 占領軍が住民を保護すべきであることは知っていますが、パラシュート部隊兵を援助しているカラゴン住民を保護することは極めて困難です。占領軍へ敵意ある態度を取らないことは住民の義務でしょう。

Q あなたは、罪を犯した人が裁判を受ける権利があることを認めますか。それ抜きにその人を殺すことは正当だと思えますか。

A 裁判をしないで処刑することは正しくないと思えます。 」

以上、裁判官は、市川部隊が住民保護の義務を怠り、カラゴン村民を裁判なしに殺害した事実を確認し、「裁判なしに処刑することは正しくない」との市川の証言を引き出した。

### 5) 被告市川の2回目の陳述

彼は12項目にわたって陳述し、最後に「この陳述が、私にとって、法廷で不利益な証拠として利用されることは了解しております」と結んだ。陳述の抜粋を「 」内に示す。

「1、ラングーンで尋問を受け、私はカラゴンの虐殺について全面的に責任を認めました。そして、自分自身の判断でそうしましたと陳述しましたが、それは正確ではありません。

- 2、7月2日か3日、連隊長柄田大佐、連隊本部の片山大尉、第33師団本部の参謀平沢少佐の3人が、チョンノクワへ出向き、第33師団本部のカラゴンからダリの森への遠征命令を持って来たのです。柄田大佐は口頭で命令を伝えました。
- 3、実行の限度について質問すると、柄田大佐は村を焼き払い住民を殺せと言いました。
- 6、カラゴンへ到着すると、連隊命令で、パラシュート部隊がその地域から出ることを防ぎ、逃亡する者を捕らえるために、第9中隊を村の北東2マイルの所に配置しました。私は、第11中隊を村の東、約1キロに配置しました。虐殺は、第10、第12、機関銃の各中隊の、総勢約90人によって実行されました。それから部隊は約140人になりました。
- 7、以下の将校がカラゴンにいました。緑川・柳沢・坂巻・大久保・武井・田島・白井・(以下は被告ではない—筆者注) ミヤケ・ナガシマ・イトウ
- 9、部隊に同行した憲兵隊員は、虐殺には関与していません。私も虐殺が実行されている時、そこにはいませんでした。
- 10、私たちがカラゴンを発つ時に、10人のインド人女性を連れ去りました。そのうち3人が逃げ残りは連隊本部へ引き渡しました。私は誰も殺していません。」

以上、カラゴン村民の虐殺は、大隊長である市川自身の判断で実行したもの、との以前の陳述を翻し、師団命令に基づき連隊長から口頭で受けた「村焼き払い、村民殺害」の命令を遂行したものと言ひ換えた。つまり、これは師団一連隊一大隊の命令関係による作戦で、市川自身は現場指揮官として命令を遂行しただけである、と主張したことになる。

虐殺に関与した中隊は、第3大隊の第10・12・機関銃の3つの中隊であり、第9・11中隊は村外で警備に就いていた。しかし、カラゴン村内にいた将校の一人に、第11中隊長武井省三を挙げている点はどう解釈したらよいか。虐殺は90人で実行し、その後部隊は140人となったとの陳述を生かすと、第11中隊は、実行後に村内へ入ったものと考えられる。

この陳述によって、市川は、第1の容疑の村民虐殺と第3の容疑の女性拉致についての事実関係を自ら正式に認めたことになる。

#### (4) 弁護側・検察側の陳述

##### 1) 弁護の開始に先立つ弁護側陳述

1946年3月29日の陳述。「ほとんど1週間、検察側はカラゴンでのこの悲劇的な事件に関して、法廷に証人を出廷させました。そして、被告人が弁護されるようにと要求する前に、我々はこの証言がどのような結論に至るかを吟味し、理解するのがよいと考えます。カラゴンで起こった出来事の重大性を、一瞬たりとも過小に評価するものではありませんが、検察、弁護双方が、最後の一言を述べ終えるまで、広い心を持ち続けられるものと確信しております。」と、前置きして始められた。

「従犯」罪に関して、「軍隊という組織によって犯された犯罪については、全く適用できない。自分が部隊とともに存在し、そこで起こったすべての事柄に責任を負うことはできないはずである」と述べた。その例として、部隊の「料理人、使用人、看護兵」、さらに「将校」に関しても、同様にこの例に当てはまると主張した。この論理によって、陳述は個々

の被告の弁護に先立ち、7人の被告の罪状棄却と、2つの容疑のある被告2人について、一方の罪状棄却を法廷に要請したものである。

まず、「1人の被告に対する、2つの有罪（第1と第2の容疑）は棄却されるべきである」として、連隊将校8人の被告のうち4人について無罪を主張した。情報担当将校の坂巻（被告2）、大隊副官の大久保（被告3）、さらに非戦闘員で軍医の臼井（被告6）と村外警備の任に当たっていた第11中隊長の武井（被告8）の4人である。次いで、憲兵隊の6人のうち、ヒガシ（被告9）、ナガタ（被告12）、モリモト（被告14）の罪状棄却、フジワラ（被告10）とコバヤシ（被告11）の2人について、第1の容疑は棄却し、第2の容疑についてのみ弁護に委ねるように要請した。

## 2) 検察側の陳述

検察側は、憲兵隊のヒガシ（被告9）とナガタ（被告12）以外の被告が、カラゴンの現場にいたうえ、カラゴン遠征の目的についてもいくらか知っており、どのように実行されたかも承知していたと主張した。したがって、弁護側が容疑の棄却を要請した9人の被告のうちナガタを除く8人について、この段階で棄却するわけにはいかないと陳述した。

まず、ヒガシについては、2回目の遠征には同行していないが、遠征目的を知っていたことは確かなので従犯とするに十分であると。次に、第11中隊長の武井（被告8）は、仮に殺害に参加していないとしても、遠征目的の知識を持って現場にいたことで虐殺と虐待について従犯としての責任があるとした。

憲兵隊のフジワラ（被告10）、コバヤシ（被告11）、モリモト（被告14）は、従属的立場として行動したかもしれないが、虐殺と虐待に関与していたと見なす。連隊関係では、臼井（被告6）は軍医であることが重要ではなく現場に居合わせたこと、坂巻（被告2）は尋問の場に同席したこと、大久保（被告3）は「村全体を掃討する」と市川から聞かされていたことが問題である。以上から、いずれも虐殺と虐待に関与していたと結論づけた。

ここでの陳述は、軍隊という組織単位の犯罪について、「従犯」を「全く適用できない」とする弁護側の主張に対し、検察側が「現場にいたこと、遠征目的についていくらかの知識があったこと」で、「従犯」の条件が十分であるとの認識を示したものである。

なお、ナガタについては、ここで直接説明はないが、「3の（1）の7）事件事実の要約」（84～85頁）で述べたように、他の大隊付の憲兵隊員で、この事件とは無関係なことから、検察側も容疑棄却に同意したものと思われる。

## 3) 弁護側の最終陳述

1946年4月9日の陳述。最初に第2の容疑（虐待）と第3の容疑（女性拉致）の弁護から始められた。

### ① 第2の容疑

#### 【連隊関係の被告】

- ・ 市川（被告1）、柳沢（被告4）、緑川（被告5）、田島（被告7）

大隊長とその命令を受けてカラゴン村の現場で指揮した中隊長たちから始められた。

検察側の証人の何人かが、集められた村民への残虐な仕打ちのあったことを証言している。しかし、「こうした悲劇を経験した者が、起こった出来事の本当の姿をつかむことへの疑問」、つまり証言の信憑性について述べている。「悲劇はすべて時の経過とともに、繰り返し語られる中で尾ひれがついてくるものである」と。また、村民への尋問は、憲兵隊の権限に属するもので市川部隊には全くその権限はなく、したがって尋問中の拷問、虐待の問題に関与するはずもなく、無罪であると主張した。

・ 大久保（被告3）

彼の唯一の行為は、市川の「村民殺害」命令を中隊長らに伝達したことである。容疑事実を指揮監督することは彼の任務ではない、したがって無罪であると。

・ 臼井（被告6）

「ある一つの出来事」、女性への強姦行為を除き、虐待などを裏づける証拠は全くない。強姦に関する女性の証言は矛盾に満ちたもので信用できないことを強調し、被告の釈放を求めた。

・ 武井（被告8）

村から約1キロ離れた場所に、被告の中隊とともに配置されており、カラゴン村民とどんな形であれ、係わってはいないとして、無罪を要求した。

・ 坂巻（被告2）

彼が同席した3つの尋問について、検察側証人は脅かされたが傷つけられることはなかった、と述べている。「命じられれば、村民を殺す命令を実行する覚悟でいたと証言した男が、同席した尋問について、うその証言をするでしょうか」と付け加え、無罪を主張した。

【憲兵隊関係の被告】

・ ヒガシ（被告9）

カラゴンには不在であったことが認められているとして、釈放を求めた。

・ モリモト（被告14）

将校付の当番兵であったに過ぎないとして、「怖い憲兵隊」には不相当として釈放を求めた。

・ フジワラ（被告10）

「多くの拷問はこの男に帰することになる。しかし、被告に関する限り、暴力があったかどうかについては重大な疑念が残る。その疑念を被告に有利に解釈するに尽きる」として、無罪とは明言していない。

・ コバヤシ（被告11）

フジワラと同様。

・ ノモト（被告13）

Supé Anの証言によると、ノモトは Ismael In を1時間にわたって叩きつけて死に至らしめた。しかし、証人はノモトが叩いている時だけその場になかったので、たとえ誰かが叩かれて殺害されたとしても、犯人をノモトと特定することはできないと主張した。



## ② 第3の容疑

### ・ 市川 (被告1)

市川の命令で、女性がカラゴンから連れ去られたことは否定できない。しかし、検察側は、その拉致が不法であったと証明しない限り有罪にはできないとして、第3の容疑について市川を無罪とするよう求めた。

## ③ 第1の容疑

「これは最も重要な案件である。多数の人間がカラゴンで殺害されたことを否定することなど、弁護側にはさらさらしない。しかし、この事件で戦争に関する法規と慣例に従うと、犯罪者としての責任が被告にあるとは言えないと主張します。村民に対する行為を、有罪か否かについて当法廷がどのような見解を持たれようとも、罪にならない一定の人間がいると言うことを最初に申し上げたい」と前置きして始められた。

### ・ 被告 坂巻・臼井・武井

3人の被告は、証拠からみて通常の連隊の軍事任務に就いていた。しかし、基本的には「①第2の容疑」の項で、弁護側が示したものと同様な理由・論理に基づき無罪を主張した。

### ・ 被告 市川・大久保・柳沢・緑川・田島

村民虐殺の事実関係は認めたとうえで、次の2点で、被告は戦争犯罪を免れると主張した。一つは、市川ら現場指揮官のとった行動は、カラゴン村民によるイギリス軍支援を日本軍への敵対行動と見なし、これに対する正当な「報復」である。

一つは、被告が師団・連隊からの命令を遂行しただけである。

### 報復

「犯罪行為が行われたとしても、本件についての責任から放免される法律上十分かつ完全な弁護の余地がある」として、「報復条項（オッペンハイム国際法など）を活用することが正当化されるだろう」と、報復の正当性を裏づける村民のイギリス軍への支援の状況を、次のように述べた。

「数人の村民が武器を手に入れてアビー少佐の部隊に加わり、その多くは制服も識別章もつけない非正規兵であり、食料や必需品は正規兵に与えられ、伝令や警告は村民によって伝えられていた。また、人手や物資も提供されていた。この援助の実態を査定することは容易ではないだろう。しかし、村長らは、こうした支援の行為が村民から強く支持されていたと述べている。村長はさらに、“我々は、彼らが必要とするものは何でも提供した”とも述べた。すべての証拠によって援助は相当な量であったことは、極めて明白である。少なくとも200人の村民が、日本軍遠征の際に村から逃げた。これは、彼らがイギリス軍支援の役割を担っていたことの証左であると確信する」と。

次に、連合軍の空襲（原子爆弾の投下・ラングーン爆撃）を例に挙げて弁護を展開した。

「空襲で、数十万の男女や子供たちが殺害された。これは軍事上不可欠のこととして正当化され、この弁解のもとで、無数の無辜な女性・子供たちを殺傷させたのだ、と主張したい」と。日本軍は「村民が彼らに積極的に敵対していたことに満足していたらどうなるの

か。彼らがこの村への攻撃を遂行する資格がなかったと言えるのだろうか」と。「もし、敵対物あるいは危険状態、あるいはそれらの原因が存在すれば取り除かれねばならない。それによって、無辜な人びとも被害を受けるのは仕方のないことであろう。そのための手段が、爆弾か、銃剣刺殺であるかは、重要ではない」と言い切った。そして、「この観点に立てば、可能な唯一の判決は“無罪”である」と主張した。

#### 師団・連隊の命令の遂行

次に、「市川の行動は、連隊命令に基づくもので、元は師団から出された命令であった」と、「しかも、その命令が事実、軍事上不可欠な報復であった場合、命令は明らかに不法であったとは言えない」と主張した。

この時点の日本軍のおかれた状態を「補給物資が不足し、部隊は休息を必要とし、惨めな退却によって疲労し枯渇していた」と把握したうえで、カラゴン村民の「敵対行為は状況が違えば危険と見なされないようなものも、いまやはるかに危険で緊急を要するものと映ったのである」と。したがって「この事件を有罪と呼ぶならば、先に言及した連合軍の爆撃—長崎のそれ—は、ほとんど偽善に近い」と述べ、与えられた命令を実行したことの正当性を根拠に、被告の釈放を求めたのである。

#### 4) 検察側の最終陳述

この陳述は、「3) 弁護側の最終陳述」への反論で、求刑に相当するものである。

##### 【連隊関係の被告】

##### ・ 被告 市川

##### (第1の容疑)

村民虐殺の実行が、被告の自由裁量であったのかどうかを問題とした。連隊長柄田大佐は、法廷での証言において「何人の村民を殺害するかについての決定は、市川次第であった。市川への口頭による命令は、村民を“殺さなければならない”ではなく、“殺してもよい”であった」と述べている。「被告はカラゴンにいたうえ、副官へ殺害の実行を命じたので、主犯と見なされるべきである」と主張した。

次に、弁護側が主張した、村民殺害を軍事的必要性の視点から正当化する件について。「600人以上の村民に対し、即決(裁判なし—筆者注)による殺害の実行(処刑—筆者注)を正当化するのは明らかに無理である。1907年のハーグ陸戦規則第30条のもとで、捕えられたスパイを先行する裁判なしに罰してはならないとある」として、有罪を要求した。

##### (第2の容疑)

有罪は明白であるとして、根拠を、一つは坂巻を村民への尋問に参加させたことで教唆にあたり「事前従犯」と考えるか、一つは市川がカラゴン滞在中に虐待は行われたので、彼は解釈上その場に居合わせたことになる「第2級主犯」のいずれかであると主張した。

##### (第3の容疑)

市川は女性連行の事実関係は認めているので、問題は女性たちの同意があったかどうかである。女性たちに監視をつける必要があると考えたことと、2人の女性が逃亡した事実か

ら、検察側は、彼女らの意志に反して拉致したものと判断した。「拉致は、ハーグ陸戦規則第 23 条に違反しているという理由だけでも十分違法なものである」と主張した。

・ 被告 坂巻

(第 1 の容疑)

坂巻は、市川からカラゴン村を壊滅し、村民を殺害する命令を知らされ、命令内容を理解していたこと。また、彼の任務は、この遠征に必要な物資を舟で運搬することであり、直接殺害に加わってはいないが、被告は命令遂行の物質的支援を行ったことになること。さらに、舟の修理などで村へ頻繁に出入りすることがあったことで、組織的に虐殺に同席したことになる。以上を根拠に、主犯ではないが事前従犯として有罪の判決を求めた。

(第 2 の容疑)

虐待の現場に居合わせたか、幫助したかで有罪であると主張した。

・ 被告 大久保

(第 1 の容疑)

「カラゴン殲滅の最終の実行命令を、大久保が発したことは議論の余地がない。市川が大久保にその命令を書き取らせ、大久保が実行部隊の第 10・12・第 3 機関銃中隊の中隊長に書き写して配布したことを、大久保、市川兩人とも認めている」と述べた。被告の行為は、「殺人を命じ殺人に解釈上同席した主犯として」と、「殺人を命じたが同席しなかった事前従犯として」の、二つの理由から有罪の判決を求めた。

(第 2 の容疑)

カラゴン殲滅の遂行責任のある将校として、村民への殴打、拷問、傷害など虐待に対しても、等しく責任があるとの見解にたって事前従犯として有罪判決を求めた。

なお、「被告は、道理からして戦時国際法の一定の知識を有することが期待されたにもかかわらず、同僚将校と同様に量り知れないほど無知であった」と付け加えた。

・ 被告 緑川・柳沢・田島

(第 1 の容疑)

この 3 人の被告は、村民虐殺の実行部隊の中隊長として同列に論じられている。彼らは、チョンノクワの作戦説明の場において口頭で命令を受け、カラゴンへ出発直前書面で確認のための命令を受けている。検察側は、被告たちがその命令を完全に合法的で、子供を含めた殺害も軍事的必要性から正当化されると理解していたと指摘し、主犯として全員有罪と陳述した。

(第 2 の容疑)

すでに考察された被告人の件で提出したものと同様の議論のため、ここでは言及の必要はないとして、有罪を求めた。

・ 被告 武井

(第 1 の容疑)

検察側は、武井の中隊がカラゴンから 2 キロ (1 キロか—筆者注) 離れた場所に陣取り、

事件当日もそこにとどまっていたとの弁護側の証言を受け入れている。そのうえで被告は、遠征目的を熟知し是認していたこと、彼の役割が遠征の総合的役割の一部であったこと、武井の任務はカラゴンから逃げ出す村民を防ぐことにあり、市川部隊の目的遂行を幫助したこと。以上の理由で、虐殺の事前従犯と見なされると結論づけた。

(第2の容疑)

特に意見を具申しないと述べた。

・ 被告 臼井

(第1の容疑)

軍医である被告は、作戦上の任務について知る立場にはなかったとして、意見の具申はしていない。

(第2の容疑)

証人 Haky Jan は、10人の女性とともに拉致されたが、途中で逃げ出した女性2人のうちの1人である。彼女は、他の女性とともに聖職者の施設に連れていかれた後、Ismal の家に移され、そこで臼井に強姦されたと証言している。しかし、弁護側は裏づけない証言として否認しており、検察側もこれに同意している。

なお、検察側の言い回しは、「もし裁判所が弁護側の根拠ある否認にもかかわらず、Haky Jan の裏づけない証言を採用することになった場合、強姦は虐待の一形態なので、被告に有罪の判決を求める」と述べている。

【憲兵隊関係の被告】

ここで検察側は、被告たちが憲兵隊員として村民を尋問する際、不法な殴打、拷問、傷害その他虐待に関与していた第2の容疑について、その罪状の程度が、主犯か、従犯かを明らかにする陳述を行っている。まず憲兵隊の役割について概観することから始められた。

被告ヒガシ大尉は、モールメンにいる憲兵隊の指揮官であり、1回目のカラゴン遠征を経験し、2回目の遠征に際し、ヒガシを訪問した第33師団の参謀平沢少佐から憲兵隊の協力を要請された。この作戦が師団レベルで企画・命令されたものとの、検察側の結論はこの点から導き出された。ヒガシは直属の部下、被告フジワラ、コバヤシ、ノモト、モリモトを市川部隊へ配属し、カラゴンへ随行させた。ヒガシは命令を与え、任務を部下の被告たちに委任した。容疑に係わる村民への尋問は、フジワラの指揮下で実行された。

以下、各被告についての検察側の結論のみを要約して示す。

・ 被告 ヒガシ

「現場にいなくても、事前従犯として主犯と同じ刑罰に服すべきである」と主張した。

・ 被告 フジワラ

被告は、市川部隊に随行する憲兵隊分遣隊の指揮官で、彼を抜きにした村民への尋問は成立しない。そのやり方は、梁に吊し殴打と尋問を交互に繰り返し、また水責めの拷問などで、竹の笥で負った深い傷痕を残す者、気絶してモスクへ戻された者もいた。被告はすべての尋問の場で主役であったので、主犯と判断して有罪と主張した。

・ 被告 コバヤシ

フジワラの助手の一人、虐待、拷問、殴打、傷害の行為に関与して「基本的に有罪」であると述べた。

・ 被告 ノモト

コバヤシと同じ立場にいるが、拳銃で Ismael In の頭を叩き 30 分から 1 時間にわたり虐待した。被告は憲兵隊の中で虐待と武器使用を認めた最初の人物である。検察側は「村民虐待に冷酷な態度で臨んだ罪で、極刑に十分値する」と主張した。

・ 被告 モリモト

検察側は、「被告は伝令係で憲兵隊での経験も浅く、尋問の際積極的役割を果たしたり、虐待を行ったりすることはありそうになく、事件への関与を証明することが難しいケースである」と告白し、「現場にいたと推定されることで従犯であり、法廷が適当と考える罪に相当するものとする」と述べるにとどまった。

ここで検察側は、先に弁護側が弁明のための論点として示した 3 点について、以下のよう反論した。

【弁護側論点への反論】

1. 上官の命令

「上官の命令という弁明は、戦争犯罪を免罪するものではない。この点は極めて明白」と前置きして、次のように論を展開した。

「軍隊に属するものは、合法的な命令だけに従わねばならない。戦争法を犯すような、かつ人間性を踏みにじる行為を犯せば、責任を免れることはできない」、つまり「兵士は戦時国際法を守る義務を負っているのである」と述べたうえで、次のように主張した。「無防備の 600 人以上の村民を冷酷に虐殺した行為は、たとえ上官の命令に基づいて実行されたとしても、この血の海を作り出した者たちが違法ではなかったと、弁護側は主張できるだろうか」と。加えて「昨年 7 月、その遠征の目的が住民全体の処刑であることを知りながら、カラゴンへのこの運命的な遠征に出発した被告たちは、上官の命令という卑劣な弁明によって、その身を罪から隠すことはできない」と述べた。

2. 軍事上の必要性

カラゴン村民の殺害は、事前の裁判なしに実行された。この点を弁護側は、軍事上の必要性からと説明している。検察側は、ハーグ陸戦規則第 23 条を引用して「軍事状況が差し迫っているところで、敵の財産を破壊し、または没収する権利だけに限定されており、戦争犯罪人とされる人間に対して、文化と文明の高度の証である公平な裁判を否定するようには言っていない」と述べたうえで、戦時国際法上からみてもカラゴン村民の虐殺を認めることはできないと主張した。

3. 報復

最初に「報復」として許される行為を、次のように提示した。

一つ、占領地域の住民が、占領軍に対して不法に武器を取った場合、裁判を受けさせた

うえで罰してもよい。一つ、正当な報復行為として、爆撃や村を焼き払うことはできる。

次に「報復」が正当性・合法性を持つための条件を示した。

「報復の形態は、相手側の非合法行為の性格・程度によって決められるべきもの。すべての侵害者は裁判を受ける資格があるという国際法の原則は尊重されなければならない」ことなど、報復は明確な限界を要するものであることを強調した。

#### 【弁護側弁明の論点・原則の当事件への適用に対する反論】

##### 1. (弁明の原則) 上官の命令

検察側は、連隊関係被告が、一、カラゴン村民殺害の命令を受けていたこと、二、裁判なしの処刑は違法であることを知る義務があったこと、三、違法な命令を受け入れたことを確認し、当事件にこの原則を適用できないと主張した。

##### 2. (弁明の原則) 軍事上の必要性

カラゴン村民の何人かが、アビー少佐とゲリラに情報、食料、兵舎建設の労働力や資材の提供などの支援をしたことを事実として、検察側は認めている。しかし、見境のない即座の処刑や不法な虐殺を正当化する原則にはなり得ないとの見解を示した。

##### 3. (弁明の原則) 報復

村民のアビー少佐やゲリラへの支援に対する正当な報復は、支援命令を受けた村民への裁判、村の破壊、人質確保に限定されると主張した。

最後に検察側は、弁護側が引き合いに出した連合軍の原子爆弾の投下や空襲の問題は、「総合的にみて関連性がない」と切り捨てた。

#### 【判決についての具申】

殲滅実行部隊の第 215 連隊第 3 大隊 (市川部隊) の被告 8 人のうち、臼井を除く全員に対し「最も忌むべき犯罪が、人間性に対して、国際法に対して、カラゴンの人間的礼儀正しさに対して実行されたのである。したがって、最も屈辱的な絞首刑による死刑判決が第 1 の容疑で有罪とされるすべての者に与えられるべきである」と主張し、最終陳述を終えた。

#### (5) 判決文—判決理由

この種の裁判においては、判決文がないので、なぜこうした判決が下されたのかという理由はわからない<sup>9)</sup>。しかし、なぜかカラゴン村事件裁判では判決文が作成されている。以下、要約して掲載する。

「この事件の審理は、すでにかかなり長い間、3 週間近くにもわたって続けられてきたので、検察側、弁護側双方にとって、相当神経の疲れる問題であったと思う。当軍事法廷は、長期かつ複雑なこの事件を法廷に提出された検察側の配慮や忍耐に、お礼を言いたい。また、被告のために大して役に立たないような細事に至るまで、立証しようと努力された弁護側にも感謝したいと思う」との、ねぎらいの言葉で始まった。

「法廷としてまずやるべきことは、弁護側から提起された次の諸点について、法的判断を下すことにある」として、次の 2 点が提示された。

第 1 は、「カラゴン村殲滅作戦は、同村民による日本軍への敵対行動に対する合法的な報

復行為であり、戦争犯罪には当たらないとするもの」である。

第2は、「もしそれが戦争犯罪だったとしても、被告は上官の命令を遂行しただけであって、被告には責任がないとするもの」である。

#### 【第1点「合法的な報復行為」に関する法廷の判断】

ダリの森に駐屯するイギリス軍パラシュート部隊とカレン族のゲリラへの、カラゴン村民の一部による活発な支援の事実については、弁護側、検察側双方が認めていることを確認したうえで、支援の中身と日本軍の報復行為とを比較・検討して結論を導いた。

村民の支援内容「食料の供給、情報や労働、建設資材の提供」に対して、日本軍の報復は「少なくとも600人以上に及ぶ男、女、子供を殺害した点で、当法廷は、道理をはるかに逸脱し、また村民の日本軍への侵害の度合いをも極端に超えている」として、「市川部隊の報復行為は、法の許す範囲での報復ではないと完全に確信する」と結論づけた。

#### 【第2点「上官の命令遂行」に関する法廷の判断】

まず、『季刊 法律評論』（1946年1月号）からライト判事の次のコメントを引用した。「下位の兵士にとって、その命令が明白に犯罪であるか、あるいは犯罪になりそうな場合は、それに従ったことを正当化できない。しかし、例えば報復という観点から、命令が正当に思えたりした場合は、別であるかもしれない。だが、女性や子供を焼き殺したり、人質の群れに機関銃を乱射したり、捕虜に対し拷問を加えて死に至らしめたりするケースは、明白に犯罪性を持つ」（筆者の原文要約）と。これを受けて「カラゴンにおける大量虐殺について、被告たちの行為の犯罪性は明白であると当法廷は確信する」と述べた。

さらに、「被告の何人かは、この行為の正当性について一定の疑問を抱いていたものと思われる」として、市川はじめ実行部隊の指揮官4人の法廷での証言を紹介している。

市川大隊長は「裁判なしで人を処刑することは正しくない」と。柳沢第3機関銃中隊長は「間違った命令だと思っても、命令されれば、義務は果たさなくてはならない。軍事上の必要性は、軍隊の倫理規約を逸脱させる時もある」と。緑川第12中隊長は「女、子供、老人すべてを殺せという命令は実にむごいものだと思う。私には、それが合法的な命令だったとは、とても言えない。しかし、軍事上の必要性には従わねばならぬこと、また、上官が命令したという事実から、私はそれを正当だと信じている」と。田島第10中隊長は「時には不正を犯したことがあるという気持ちを持っているということですね」との質問に、「はい、そうです」と答弁していること。

次に法廷は、市川がある程度の自由裁量権を持っていた、との認識を示した。これは柄田連隊長の法廷での「市川は、どの村民が、また何人の村民が殺されるべきかを決定できた」との証言を、証拠として挙げている。なお、その後、柄田はこの証言を撤回し「市川には全く何の自由裁量権も与えなかつただけでなく、柄田自身が殺害を命令した」と述べて部下の市川擁護に転じたが、この証言の撤回を法廷は受け入れなかった。

さらに、弁護側が弁明材料として提示した連合軍の原爆の使用と都市への無差別空爆については、これへの報復とする主張には説得力がなく、的外れなものとして退けられた。

以上から、法廷はカラゴン村民の虐殺を正当な報復と認めないこと、上官の命令に従って実行したとする釈明も成立しないとの結論を示した。

次の段階として、各被告の証拠調べに移り、それに基づき判決を下した。これに先立ち、法廷は犯罪者を、第一に「主犯（正犯）」、次に「幫助と扇動」、第三に「事前従犯」に区分して扱うこととした。

#### 【各被告への証拠調べと判決】

(無罪の被告)

・ 被告 臼井喜世啓

軍医であり、命令を出し、伝達し、それを遂行する立場にはなく、殺害に関与していないとして、第1の容疑は無罪。第2の容疑では、検察側から提示された強姦について、目撃者 Haki (Haky) Jan の証言は信用に堪えないとして無罪。

・ 被告 モリモト セイイチ

憲兵隊将校付の料理担当の兵士で、熱病に苦しんでいたこと。さらに、目撃証言が十分でないことで、第1、第2の容疑とも無罪。

・ 被告 ヒガシ ノボル

有罪としても、事前従犯としてだけであると。しかし、証拠を検察側は十分提示できていないとして、第1、第2の容疑とも無罪。

この時点で3人の無罪が確定し、彼らは被告席を離れた。

(連隊関係の有罪の被告)

・ 被告 市川清義

被告はカラゴン到着の翌日、3人の中隊長に虐殺の命令を下したこと、その結果命令は遂行されたことによって、第1の容疑有罪。第2の容疑について、被告は憲兵隊と命令関係にはないので、憲兵隊による尋問中の虐待などの行為への責任を負わないが、虐待における教唆、扇動者として有罪とした。第3の容疑について、被告・弁護側の主張する「スパイ」として利用するために連行したとすれば、戦争法規違反であること。柄田連隊長の「女性拉致の命令は出していない」との証言もあり、被告の裁量による行為として有罪。

・ 被告 柳沢泉・緑川寿・田島一郎

命令に基づき殺害方法など各中隊長に説明のうえ、自ら作戦の指揮をとったこと。検察側の提示した、自らも銃剣で刺殺したとの目撃証言は、十分なものとは言えない。しかし、虐殺に積極的役割を担ったことは疑いなく、第1、第2の容疑とも有罪。

・ 被告 大久保要三

大隊副官で、市川からの命令を各中隊長に伝達しただけである。しかし、カラゴンで行われるか知ったうえで伝達しており、犯罪の幫助と扇動で、第1、第2の容疑とも有罪。

・ 被告 武井省三

カラゴン村にいなかったことは明白であるが、イギリス軍パラシュート部隊とカレン族のゲリラから市川部隊を守るため、つまり、カラゴンで起こる事実を知っていたうえ、そ



の実行の妨害となる勢力を排除する目的で、1キロ離れた場所に駐屯していた。犯罪の幫助と扇動に当たるとして、第1、第2の容疑とも有罪。

・ 被告 坂巻三郎

情報担当将校で、結果的に村民虐殺に関する命令の申し送りも、命令の実行もしていないことは認める。しかし、虐殺が行われることを知りながら、市川部隊のカラゴンへの移動、撤退の輸送手配を実行したという事実から、犯罪の幫助と扇動に当たるとして有罪。

(憲兵隊関係の有罪の被告)

・ 被告 フジワラ リョウゾウ ・コバヤシ アキラ ・ノモト キンニ

何人かの村民が、尋問の過程でフジワラの指揮の下で、ノモト、コバヤシによって殴打、拷問、または何らかの虐待があったことは明白であるとして、第1の容疑は無罪とするが、第2の容疑は有罪。

以上が、1946年4月10日に下された「判決文」(判決理由)の要旨である。

裁判の争点になったのは、弁護側から戦争犯罪に当たらない根拠として提起された、「合法的報復」と「上官の命令遂行」についてである。これに対し、法廷は明解な判断を示している。カラゴン村民のイギリス軍やゲリラへの支援が、物資・労働・情報の提供にとどまり、武器などを持って抵抗した事実はない。これに対し、600人以上の村民の殺害は日本軍への侵害の度合いを極端に超えていること。上官の命令内容が明白に違法であることを認識したうえで、犯罪性の高い行為を実行したことで、上官の命令遂行を弁明の根拠にできない、と説明した。

### (6) 有罪被告の嘆願書

有罪判決が出された場合、被告は48時間以内に確認官に対して嘆願書提出の意思を申し出て、14日以内に嘆願書を提出することができる<sup>10)</sup>。戦犯裁判には上告制度がないことから、これに代わって判決に対する異議申し立てに当たる嘆願書提出が認められている。

このカラゴン村事件裁判でも、連隊関係の有罪被告7人全員がこの権利を行使して、確認官のビルマ軍司令官に対して提出を行っている。一通は、最も重い絞首刑の判決が下された市川大隊長単独のもの。一通は、銃殺刑の判決が下された柳沢・緑川・田島ら中隊長3人連名のもの。一通は、禁固10年の判決が下された坂巻・大久保・武井ら将校3人連名のもの。

以上、三通の嘆願書は、いずれも判決の3日後の4月13日の日付で提出され、三通とも形式、内容などは基本的に同じで、次の3つの項目から構成されている。

1、被告にかけられた容疑内容と判決結果。

2、判決に対する異議申し立ての根拠。根拠の一つは、カラゴン村民の敵対行動に対する正当な報復であったこと。一つは、上官の命令の下で実行されたもので、明らかに違法な命令ではなかったこと。このように、法廷において弁護側により展開された論法・主張が、そのまま繰り返して述べられているものである。

3、法廷が判決を下すうえで、考慮しなかったとする、次の3点について。

- a. 上官の命令の下に行動し、地位も役職も、我々は極めて低いこと。
- b. 命令が合法的であると信じ、誠実に実行したこと。
- c. 残酷、残忍なる動機で行動したのではなく、国の大義だけが関心事であったこと。

最後に「判決を追認することを拒否し、ご自身が適当だと考える、より軽い判決を科されるよう願うものである」との言葉で結ばれ、末尾に、自筆による漢字とローマ字 2 種類の署名が見られる。

以上の嘆願書は内容、構成からみて、法廷弁護人である法律上の資格を持つイギリス軍将校らによって作成され、被告が自筆署名したものと考えられる。しかし、判決が覆ることではなく、被告たちが判決通り刑に服することとなった。

#### (7) 第 215 連隊長提出の減刑願

嘆願書とは別に、不起訴処分となっていた第 215 連隊の連隊長柄田節による、「市川少佐および日本人将校の減刑に関して」と題する減刑願が、4 月 18 日付、ビルマ軍司令部 G・ブリックス大尉に宛てて提出されている。この文面を以下に要約しておく。

「カラゴン村での殺害に対して責任ある者は、私以外の誰でもないことは明白である」と述べ、判決への反論として、4 月 3 日の彼自身の法廷証言を再現している。「私は市川少佐に口頭で、カラゴン村民は殺されてよい、日本語で“コロシテヨイ”と命令した。この日本語の文言は“お前に殺させよう”と言う命令を意味するものである。私が命令する時、それは絶対命令で、“村民を殺せ”を意味する」と。「再度証言席に呼ばれ、内容を一層はつきりさせるために、“村民は殺されるべし”あるいは“住民を殺すべし”と私が命令したのだと法廷で申し上げたが、この証言は法廷に受け入れてもらえなかった」と。さらに、「帝国陸軍において、上官の命令は絶対的かつ明瞭に従わなくてはならず、命令の正否は問われてはならないのである」とも言い、「命令を実行した者たちの立場への特別の考慮と、与えられた判決に何らかの減刑があってしかるべきであると感じる次第である」と。市川の第 3 の容疑（女性拉致）についても「私は潔く全責任をとる所存」と述べている。末尾に、漢字の自筆署名と捺印がある。

柄田連隊長は、開廷以前に供述書を法廷に提出しており、2 月 29 日付で受理されている。これによると、「遠征の指揮官には捕虜を殺す権限を与えていない」とか、「市川は村民を殺せと言う命令を受けていない」とも述べ、自身が殺害を命じたことを否定していた。検察や法廷は、この供述書を証拠の一つとして「市川の自由裁量」に基づく行為との判断を選択したものと思われる。この段階になって柄田は、部下の市川らに責任を押しつけた結果、部下に極刑の判決が下されることになったこと、師団一連隊一大隊の命令関係に基づく作戦であったにもかかわらず自分自身不起訴になったことなどから、自責の念に駆られていたことが文面から読み取れる。

#### 4 元第 215 連隊将兵の証言・手記

### (1) 元第9中隊少尉の証言 (1973年)

「兵が教えてくれた。“小隊長、井戸を見てごらん”と。そこには前日虐殺された五百数十名の死体が、上からおおわれたアンペラのつぎめから、死体の腹部の浮上していたのが散見された、どの井戸も死体で一杯だった。正に目をおおうばかりの惨状である。(中略) 尋問し、拷問し、あげくの果てに、無実の女、子供を“この子だけはお助けを”と叫ぶ母を、母にすがるあどけない泣き叫ぶ子供を、次々に殴り殺して井戸になげ込んだと言う。はじめは男子壮年のためし切りから、無情にも女性の陰部に青竹を挿入し悶絶させたとか、子供を逆さにふり回して井戸の内壁にぶっつけてザクロの如くにわったとか、全く言語道断、悪鬼羅刹の所業、兵はその後の口の端々に、戦争の業火をいまさらながらおぞましく、戦りつをもって綴らなければならないことを悲しいことだと思います。(中略) 大隊長は大隊本部のおびたしいほかく(捕獲一筆者注)の荷駄に前後して、色の黒い若いその部落の少女数名を行軍の列に交えていた。全員虐殺の筈なのに。なんとしたことだろう。兵のささやき交わすことばのひわいさ。(中略) その少女の姿も数日後には行軍のなかに見出すことは出来なかった。嘶はいろいろであった。」

以上の引用は、長島善雄元少尉が、第215連隊の戦友会誌『弓歩215会だより』2号(1973年)用に編集者の依頼により書いた素原稿の一部である。しかし、この部分は割愛され掲載されていない。

長島少尉は、第9中隊所属で、事件当日は他部落の斥候に出ておりカラゴン村にはいなかったが、事件の翌日カラゴン村へ入り前日の惨状を見聞した。事件から28年の歳月が経過しているにもかかわらず、虐殺の実態が生々しく綴られている。また、後半部は、拉致した若い女性を連行していく時の状況と考えられる。

### (2) 元歩兵砲中隊少尉の証言 (1989年)

「あのカラゴン掃討作戦の際捕えられた婦女子数名が、当時、連隊本部が位置したワーガレーという部落に連れて来られ“処分”された件。(中略) 連隊本部に呼び出されたH中尉が帰ってくるなり、どっかと床板に座ったかと思うと、“本部であの女たちを処分しろ、歩兵砲より他にそれをやれる隊はない”といわれたという。(中略) 後日、H中尉から聞いたその夜のことを書く。

(中略) 夢中で銃剣で刺し、予め掘っておいた穴の中に蹴落としたという。穴の中には雨水が溜まっていて、水しぶきをあげて落ちたとか。(中略) それにしても、彼女らをカラゴンで捕え、ワーガレーへ連行してきたのは、何時、誰が命令し、そして何のためであったのか。」

以上は、カラゴン村で拉致し連隊本部へと連行された女性たちの、その後についての貴重な証言である。歩兵砲中隊所属の永塩良輔元少尉が執筆した、戦友会誌『弓歩215会だより』33号(1989年)所収の「罪責の思いは今もなお」からの引用である。

永塩元少尉は、「ビルマの人たちを戦火にまきこみ、人道的に許されない罪責をも犯したという事実がある。(中略) 今もし、その事実をおし隠し、秘めたままにするなら、それこそは、釈明の余地のない、もう一つの罪責を重ねることとなりはしないか」と、最初に執筆の動機を書いている。40年余りも悩み続け、ついに告白することを決意したのであろう。こうした心の傷を背負って帰還した将兵がいかに多かったことであろうか。

### (3) 禁固 10 年の刑に服した武井省三元第 11 中隊長の手記 (1972 年)

「第 3 大隊がモールメン東南チョンノクワに集結したのは 6 月中旬、(中略) 集結後まもなく、「カラゴン附近に、英軍パラシュート部隊降下の徴あり、また、そのため英人アビー少佐の指揮するゲリラ部隊が同部落を根拠地として活動中である。第 3 大隊は、これを搜索し、敵ゲリラ、およびその根拠地を覆滅すべし」との命令を受けた。

激戦と敗走に疲れ切った将兵、しかも、一ケ中隊の兵員わずか十数名という部隊は、雨季最盛期の湿地と森林の中を、腰まで水に浸かりながら、数日間にわたって行動したが、なんらの成果もなく、空しく帰営した。全くの徒労であった。(中略)

7 月上旬再度、「カラゴン」部落、ダリーの森林一帯の討伐を命令し、お目付け役としてか、師団参謀平沢少佐、東大尉の指揮する憲兵隊まで派遣してきた。降下部隊根拠地の覆滅、そして支那大陸の戦法にならって、部落および協力住民の総抹殺を命じたのである。第 1 回の討伐の困苦と徒労の上に、マラリア患者続出の各中隊は、無謀な討伐出動に強く反対したが、命令とあらばいたし方もなかった。「カラゴン」部落を全滅させ、さらに森林一帯を数日行動したが、今回もまた、戦果はなく、失望と怒りと消耗だけが残った。(中略)

戦犯について幾多の批判が出されている。しかし日本軍が住民にせよ、投降者にせよ、大なる被害と苦しみを与えたことは厳然とした事実である。誰かが責任を取り、罰を受けることは当然である。ところで誰が裁かれ、罰せられるべきか。

連合国はわれわれを裁いた。師団長、連隊長の命令よりも、実際に部落掃蕩の行動をした市川少佐以下の責任を追及するという態度を取ったのである。戦勝国は正義によって、われわれを罰した。己れ自身の犯した数々の罪を自らは裁くことなく、敗者のみを裁いた。われわれは罰せられたことは当然と思っているし、また、これによって被害者の心が安まるとも思っていない。しかし軍隊という、国家という組織の犯した悪は、どこを罰すればよいのか。心の中での反問は尽きない。』

以上は、戦犯となり、刑を終えて帰国した武井省三の手記「軍事裁判に召喚されて」(前掲『歩兵第二一五聯隊戦記』所収)からの引用である。中隊指揮官として、カラゴン村遠征の命令を直に受け、2 回の遠征に従軍したものとしての貴重な証言、主張である。

文中、カラゴン村遠征命令を「支那大陸の戦法にならって、部落および協力住民の総抹殺を命じたのである」と書いた時、中国戦線での戦闘経験を持つ武井をはじめ第 215 連隊将兵にとって、「焼き尽くし、殺し尽くし、奪い尽くす」いわゆる三光作戦をビルマで再現することと映ったのであろう。この遠征は、「無謀な討伐出動」であり、「強く反対したが」実行せざるを得ず、実行後「失望と怒りと消耗だけが残った」と、武井をはじめ将兵たちは実感したのである。

自らが戦犯となって罰せられたことは「当然」と認識しているが、「無謀な」命令を下した師団長、連隊長の免罪に対しては、憤りが感じ取れる。

これを受けて最後に、「軍隊という、国家という組織の犯した悪は、どこを罰すればよいのか」と、軍隊、国家の戦争責任に鋭く迫っている。

## むすびにかえて

### 【裁判の実相】

『裁判記録』に収録されている、法廷内の記録と関連文書をできるだけ具体的に取り上げ、軍事法廷・戦犯裁判の実相を把握することに努めてきた。

裁判の形式面では、連隊と憲兵隊の被告 14 人が戦犯容疑で裁かれた。裁判の経緯をみると、多くの現地被害住民の法廷証言、検察・弁護双方による被告や住民証人への尋問および陳述、被告の抗弁・陳述、そして判決へと、ラングーン市庁舎内の法廷で 17 日間に及び行われた。また、不起訴となった連隊長ら将校の開廷以前に提出した供述書、判決後にも減刑願や有罪被告の嘆願書などの文書が提出され、確認官のビルマ軍司令官らによって受理され、検討された。

裁判内容、とりわけ裁判の争点について。被告・弁護側は容疑事実を基本的に認め、この点が大きな争点にはなっていない。連隊関係被告は第 1 容疑の虐殺、第 3 容疑の女性拉致について事実関係を認め、第 2 の容疑については否認した。判決結果も、第 2 容疑は「傷害・虐待」について有罪、「殴打・拷問」は無罪と、行為の中身を検討して判断した。

争点は事実関係ではなく、弁護側が提起した敵性部落カラゴン村住民への「合法的な報復」であって戦争犯罪には当たらないこと、仮に戦争犯罪であるとしても「上官の命令を遂行」しただけで実行部隊の指揮官には責任がないこと、この 2 点であった。判決結果においては、いずれも退けられることになった。

また、法廷は犯罪者を、「主犯（正犯）」、「幫助と扇動」、「事前従犯」とに区分し、被告の事件への係わりの程度や状況によって判断した。判決結果をみると、連隊被告については、軍医 1 人を除き虐殺に係わらなかった将校も命令内容を事前に承知して遠征に参加したことから、「幫助と扇動」に当たるとして有罪となり、実行部隊指揮官の大隊長・中隊長ら 4 人は「主犯」として極刑となった。憲兵隊被告 6 人については、地位が最上位の大尉 1 人が「事前従犯」の可能性を指摘されながら遠征に加わらなかったことで無罪となり、この大尉の部下で村民を尋問した 3 人が、禁固刑となるにとどまった。

裁判の最大の問題点は、現場指揮官だけが戦犯の罪を一手に背負わされる結果となり、命令した師団長・連隊長が起訴されることなく免罪されたことである。

連隊長は、当初の「市川の自由裁量」を認める供述書と法廷での証言を途中で撤回したうえ、判決後に重ねて自己の責任を認める減刑願を出している。一方、師団長田中信男については、武井の「手記」によると、容疑者として召還される被告たちが挨拶に行った際、師団長は「お前らのやったことは、一切お前らで責任を取れ。上の者に絶対迷惑を掛けてはならんぞ」、「市川が師団命令だなどと余計なことを喋るから」などと発言した。これに対し武井らは「ぶっつけようもない憤りを禁じ得なかった」と述べている。この限りで見ると、田中師団長は部下に責任を押しつけ、上官として自らの責任を全く感じていないため、部下の怒りや反発を買っていたことが伺える。

### 【戦争犯罪の実態】

日本軍による村民虐殺について、被害村民の証言や事件後の現場を見聞した元第9中隊少尉の証言と比較して、市川被告の「虐殺は拒否されることなく、迅速かつ人間的に実行された」との弁明の間には、大きな落差があることを認めざるを得ない。どちらが実態なのか。武井の前掲「手記」の中で、「支那大陸の戦法にならって」（三光作戦）、部落と村民の総抹殺が命令され実行された。この点、元第9中隊少尉の証言にある「大隊本部のおびただしいほかく（捕獲）の荷駄」とは、カラゴン村から略奪した物資と考えられる。カラゴン作戦は、村民を虐殺し、村の物資を奪い、その後村を焼き払ったもので、中国大陸で日本軍が実施した掃討作戦、“すべての家屋を焼き尽くし、すべての人を殺し尽くし、すべての財物を奪い尽くす”、三光作戦そのものであったとみることができる。

また、日本軍の戦時国際法無視・軽視の姿勢にも注目しておきたい。陸軍士官学校出身のエリート大隊長市川少佐でさえ、その内容の理解が不十分なうえ、遵守すべきものとの認識を欠いていたことなどは、日本の軍隊教育の大きな問題点であろう。

### 【戦争責任の問題】

戦争責任は、戦犯となった将兵だけに押しつけて事足りるといった性格のものではない。カラゴン村事件で戦犯となり刑を終えて帰国した武井は、前掲「手記」の中で、自分たちが罰せられたのは当然と思っているが、「軍隊という、国家という組織の犯した悪は、どこを罰すればよいのか。心の中での反問は尽きない」と、戦争責任という重たい問題を投げかけている。

戦犯人の責任を免罪するものではないが、日本の侵略戦争の最大の責任は、国家意思として戦争を行い、国民を戦場に送ってアジアの人びとや自国民に量り知れない惨害を与えた国家の責任であり、次いで軍の戦略、作戦の決定・実行に深く関わった指導者にある。しかし、結果的にこれを許し、支えることを余儀なくされた私たち国民にも責任の一端があろう。あの戦争を自国民の被害の観点だけで捉えるのではなく、それをはるかに上回る被害・惨害を強いられたアジアの人びとへの加害の事実を深く認識しておきたい。

### 【結語—BC級戦犯裁判の位置づけ】

これまでのBC級戦犯裁判に関する評価は、次のようなものが多かった。法的手続きの不備や不十分な審理、十分な弁護の機会がない、人違いのまま処刑、実行者だけが裁かれ上級者は免罪される、現地民衆の憎悪に基づく証言が無批判に証拠として採用されるなど、裁判の公正さを疑わせる指摘が少なくない(前掲 栗屋憲太郎『東京裁判論』282～297頁)。

こうした従来言われている評価・問題点を踏まえて、ここで改めてカラゴン村事件の戦犯裁判から見えてくるものを整理しておく。

この裁判の特徴の一つは、被告・弁護側が虐殺・拉致など村民への加害行為のあった事実を基本的に認めたため、事実関係を主要な争点とすることなく、加害行為の正当性(合法的報復・上官の命令遂行)をめぐる争われることになったことである。法廷において、村民のイギリス軍と抗日ゲリラへの支援、参加を根拠に、被告・弁護側は加害行為の合法

性・正当性を繰り返し主張している。また、仮にその行為を戦争犯罪であるとしても、上官の命令を遂行しただけで、実行者の被告は責任を負う立場にない点も、弁護人および被告の陳述の中で強調されている。ここで弁護の機会が十分与えられていないとの指摘は当たらない。また、17 日間に及ぶ開廷日数、法廷の審理記録の分量など量的側面からみても、拙速で粗雑な裁判とは言い切れない。とりわけこの裁判では「判決文」が作成されており、被告・弁護側の主張に対する説得力のある法廷の判断・判決理由が述べられている点も他に例のない特徴であろう。この裁判に限ってみると、村民の証言を無批判に証拠として採用し、公正さを疑わせる、一方的な判決が下されたとの批判は当たらない。

しかし、従来裁判批判で言われている命令した上官の免罪については、そのまま当てはまっており、カラゴン村裁判の最大の問題点・疑問点である。この点の解明は、BC 級戦犯裁判の目的や役割上の問題から考察を進める必要がある。

裁判を実現させた原動力が「被害をうけた民衆の要求であった」とする、前述した林氏の指摘（本稿 79 頁参照）を生かして進めたい。日本軍からひどい被害を受けた村民は、日本軍への強い怒りと復讐の念をもっており、イギリスはそうしたビルマ民衆・村民の意向に向き合い、汲み取ることが求められていた。そこでイギリスのとした対応は武力・暴力によるものではなく、戦時国際法に則った法による裁きであった。モールメン刑務所における村民の面通しによる容疑者の割り出し、法廷で次々と証言台に立った村民が、促されて番号札をつけた被告の中から加害者を指さす。こうした村民とその証言を重視した裁判方式のもとで、村に出入りしたことのない、村民と面識のない被告の存在は間接的で村民の理解を得にくいと判断されたものと思われる。命令を下しただけの上官（師団長・連隊長）を、被害村民に加害者として認識させることには困難が伴うであろう。その意味からも、上官を被告席につける時間と労力を節約したものと考えられる。

イギリスの BC 級戦犯裁判の目的は、林氏の指摘のように「勝者の裁き」の側面とともに植民地民衆の期待に応えることで、イギリスの威信の回復を図ることにあった。したがって、日本軍の戦争犯罪を構造的に裁くことには主眼を置いていなかったのである。そのため、本来戦争指導者など上級者が取るべき責任までも、下級の将兵ら BC 級戦犯が加重に背負わされる結果となり、大きな問題点として残った。ここに BC 級戦犯裁判の限界がみえてくる。しかし、この裁判で、戦時下の日本軍の民衆への激しい暴力行為に対し、法に基づく裁きで対応し、武力・暴力の連鎖を断ち切ったことの意義は大きい。

BC 級戦犯裁判の持つ欠陥、問題点や限界は認めざるを得ないが、それと引き換えに日本の侵略戦争・戦争犯罪を解消しようとする議論は、アジアの人びとの理解を得られず、激しい批判と反発を招くことになろう。

最後に、いま私たち日本人は、戦争の「被害者意識」にとどまることなく、「加害者意識」を強く自覚し、日本が仕掛けた侵略戦争によって受けたアジアの人びとの戦争被害・戦争体験、さらに日本の植民地・占領地支配の実態に思いを致し、共有することが求められている。本稿が、その一助になれば幸いである。

**注**

- 1) イギリスでは Major War Crimes・主要戦争犯罪（重戦争犯罪）と Minor War Crimes・軽戦争犯罪に区分し、後者がアメリカ流の呼び方 B C 級戦争犯罪に相当する（林博史『裁かれた戦争犯罪』岩波書店・1998 年）。日本では「B C 級戦犯裁判」の呼び方が一般的に使われているので、本稿もこれに従った。
- 2) 豊田隈雄『戦争裁判余録』（泰生社・1986 年）、『東京裁判ハンドブック』（青木書店・1989 年・219 頁）
- 3) 新編高崎市史編さん専門委員として『資料編 10』の編さんに携わり、概括表・判決文・市川の嘆願書などを収録した。
- 4) 銃殺刑の第 215 連隊第 3 大隊の中隊長 3 人が、白布を頭からかぶせられ、柱に後ろ手を縛られて立っている処刑直前の写真には、「射撃音が鳴り響く前に、天皇陛下万歳と叫んだ」（『サンデー毎日』1980 年 8 月 10 日号）などのキャプションがついている。
- 5) 前掲『歩兵第二一五聯隊戦記』、『日本陸軍歩兵連隊』（新人物往来社・1991 年）、『弓歩 215 会だより』（1～47 号・1973～1996 年）、元第 215 連隊将兵の方々からの聞き取りなどに基づいて記述した。
- 6) 嘆願書については、本稿「3（6）有罪被告の嘆願書」（109～110 頁）参照。
- 7) 前掲『サンデー毎日』1980 年 8 月 10 日号・18 頁
- 8) 本稿「4（2）元歩兵砲中隊少尉の証言」（111 頁）参照。
- 9) 前掲 林博史『裁かれた戦争犯罪』68 頁。
- 10) 9) に同じ。

（付記） 筆者のカラゴン村事件研究への取り組みは、1998 年刊『新編高崎市史 資料編 10』編さんの仕事に始まり、その後、前掲 3 本の拙稿の執筆、2001 年度前橋国際大学公開講座、2006 年第 10 回戦争遺跡保存全国シンポジウムにおける報告の機会を経て、本稿の執筆に至った。この間、多くの方々からのご教示、ご協力を頂いた。記して感謝したい。



**Abstract****The Kalagon Affair in Class B or C War Crimes Court  
215 Regt of Takasaki judged for its crimes**

Tsugunari Iwane

I'm going to take the event of mass slaughter of the villagers, which was done by the Regiment of Takasaki, Gunma, at the front of Burma, as an example of the Japanese operations in Southeast Asia during the Pacific War. The event was taken to the Minor War crimes court ( what is called Class B or C War crimes court ) held in the United Kingdom and some of the officers were sentenced to death.

Here is an outline of the event : Early in July, 1945, 215 Regt of Takasaki attacked Kalagon, an Indian village in the Moulmein area in the Southeast of Burma. As a result, at least 600 of the villagers were slaughtered and about ten of the village women were taken away. Then the village was burned down. The records of the court on these war crimes are kept in The Public Record Office.

In this paper, I will try to approach the true state of that war crimes court on the basis of a strict reading of the records. In addition, I will try to make clear the whole story of the event and the actual state of war crimes committed by the Japanese. I will also consider the problem of war responsibility.